

官報

号外

平成九年四月十日

○第四百四十回 衆議院會議録 第二十四号

平成九年四月十日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成九年四月十日

正午開議

- 第一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案(内閣提出)
- 第二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 第三 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案(内閣提出)
 - 日程第二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
 - 日程第三 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 環境影響評価法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

平成九年四月十日 衆議院會議録第二十四号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案外一案

午後零時四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

- 日程第一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案、日程第二、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長市川雄一君。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案及び同報告書

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(市川雄一君登壇)

○市川雄一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案について申し上げます。

本案は、大規模地震時に市街地大火を起こすなど防災上危険な密集市街地について、関連する防災対策との連携を図りつつ、その防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ることが極めて重要な課題となっている状況にかんがみ、都市計画に防災再開発促進地区を定めるとともに、耐火性能の高い建築物への建てかえの促進、延焼等危険建築物の除却、防災街区整備地区計画制度の創設、土地に関する権利の移転等の促進、防災街区整備組合制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴い、市街地再開発事業の施行区域要件の見直し、都市開発資金及び住宅金融公庫の貸付対象の拡大等を行うとともに、関係法律の規定の整備を行うものであります。

両法律案は、去る四月一日本委員会に付託され、翌二日亀井建設大臣から提案理由の説明を聴取し、昨九日質疑を終了いたしましたところ、日

本共産党から、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案に対し修正案が提出されました。修正案の趣旨説明を聴取した後、両法律案及び修正案に対し討論、採決を行った結果、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案に対する修正案は賛成少数をもって否決され、原案は賛成多数をもって可決すべきものと決しました。また、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 電波法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○議長(伊藤栄一郎君) 日程第三、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。通信委員長木村義雄君。

電波法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(木村義雄君登壇)

○木村義雄君 ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における無線通信技術の進歩及び我が国内外の国際化の進展にかんがみ、携帯電話などの移動する無線局について、個別の無線局ごとに免許を受けることなく、一つの免許により複数の無線局を開設できる包括免許制度を導入する等免許制度の合理化を図るとともに、無線局の検査制度について民間能力をさらに活用したものとす等、所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る四月八日本委員会に付託され、昨九日堀之内郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤栄一郎君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤栄一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

環境影響評価法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤栄一郎君) この際、内閣提出、環境影響評価法案について、趣旨の説明を求めます。
国務大臣石井道子君。

(国務大臣石井道子君登壇)

○国務大臣(石井道子君) 環境影響評価法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策であり、我が国におきましては、昭和五十九年の閣議決定等に基づき、その実績が着実に積み重ねられてきたところでありますが、環境基本法に盛り込まれた新たな課題等にも適切に対応するため、中央環境審議会の答申を踏まえ、今般、本法律案を提案した次第でございます。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律案は、事業者が事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、道路、ダム、鉄道、発電所等の規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価が適切かつ円滑に行われる

ための手続その他所要の事項を定めることとしております。

第二に、事業者が地方公共団体等から意見を聞いた上で環境影響評価を行い、その結果を環境影響評価準備書として取りまとめ、これについて環境の保全の見地からの意見を有する者がその意見を述べるができることとするともに、関係都道府県知事が関係市町村長の意見を聞いた上で環境の保全の見地からの意見を述べるものとしております。

第三に、事業者がこれらの意見が述べられた後に環境影響評価準備書に検討を加えて作成した環境影響評価書について、免許等を行う者が環境の保全の見地からの意見を述べるができることとしております。この際、環境庁長官も必要に応じて環境の保全の見地からの意見を免許等を行う者に対し述べるができることとしており、事業者は、免許等を行う者の意見が述べられた後、環境影響評価書に検討を加えた上で所要の補正を行い、これを公告縦覧することとしております。

第四に、環境影響評価の結果を免許等に反映させるため、環境の保全の配慮についての審査等に係る所要の規定を設けるとともに、事業者は環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならないものとしております。

このほか、発電所についてのこの法律案と電気事業法との関係等について、所要の規定を設けることとしております。

以上が、環境影響評価法案の趣旨でございます。(拍手)

環境影響評価法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤栄一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。長内順一君。

(長内順一君登壇)

○長内順一君 私は、ただいまより、新進党を代表して、議題となりました環境影響評価法案、いわゆる環境アセスメント法案につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

環境庁は、二十年前の一九七六年ごろから、何度もの種の法案の法制化に向けて準備を続けてきたのでありますが、八一年によりやく提案したものの、二年後には審議未了で廃案になってしまいい、それからというもの法案の再提出は常に見送られ、閣議決定の要綱に基づくいわる閣議アセスが実施されているにすぎないのであります。このような不幸な経過をたどることになったのは、これまでの我が国の基本政策が経済成長優先主義であり、経済の成長に多少なりともブレーキになるようなものは先送りされてきたからであります。

しかし、この間、日本も世界も大きく変わったのであります。現在では、もはや環境問題を抜きにして私たちの生活を語ることはできません。多くの人々が環境に関心を持ち、環境に配慮して暮らすようになりました。まさに、環境問題は一人一人の生活の問題ではなく、地球規模の問題になったのであります。今私たちが環境を守る努力を怠れば、私たちの子供や孫の代に取り返しのつかない大きなツケを残すことになるのであります。

さらに、私は、環境は経済活動を支える基盤であり、むしろ経済活動を入れる器と言えるのではないかと思うのであります。器が壊れば、中身も無事では済みません。私は、経済活動は無論大事であります。これからは、それと同じくらい環境を守ることが大事であると考えているのであります。このようなことから、私は、まず総理の環境行政に対する基本的な御認識をお伺いしたいのであります。

そして、環境アセスメント制度は先進諸国ではもはや常識であり、OECD加盟二十九カ国の中でアセスメント法を持たないのは実に我が国だけなのであります。かつて、廃案になったとはいえ一度は法案を提出しているわけでありまして、なぜもうこの法案を早く提出しなかったのか、不思議でならないところでございます。この十四年の間、政府は一体何をやっていただけたのでしょうか。法案提出に向けての努力を怠ってきたと言わざるを得ないのであります。なぜ環境アセスメント法案の提出がきょうまでおくれしてしまったのか、総理にその理由をお伺いするものであります。

次に、法案について順次質問いたします。

まず、この法案では、事業者が、その手続の過程で、地方自治体の長や住民、行政機関等さまざまな立場の意見を聞きながら、環境に十分配慮した事業計画をつくることになっております。しかしながら、アセスメントの実施に当たっては、事業者のみならずアセスメントの方法を決め、みずから評価をし評価書をつくるのであれば、これまでの閣議アセスと何ら変わりがないのであります。自分で試験問題をつくり、自分で解答をし、自分で採点するということでありますから、まさ

に事業者による自作自演と言えるのであります。これでは中立公正な観点からの評価が到底保証されると思われません。

私は、政府から独立した第三者機関を設置し、事業者の行ったアセスメントをチェックするシステムの確立が急務であると考えますが、環境庁長官の御見解をお伺いしたいのであります。

次に、地方公共団体との関係について質問いたします。

国がアセスメント法案の法制化に手間取っている間に、多くの地方自治体が条例や要綱などでアセスメントを実施したのであります。それらの中には、公聴会の開催や第三者機関としての審査会の意見を聴取するなど、先進的な手続を定めているものも多くあるのであります。このような結果、私は、国の制度が地方の制度より後退するのではないかと懸念を抱くのであります。国の制度の対象となる規模の大きな事業よりも、地方の制度の対象となる規模の小さな事業の方が厳しいアセスメントが適用されるという逆転状況になれば、これはまことにおかしい事態になるのではないかと危惧をするものであります。

この際、国は、こうした先進的な地方の制度を積極的に取り入れて、国の制度が地方の制度を下回ることがないよう配慮すべきであると考えますが、この点について総理の明快な御答弁をお願いするものであります。

また、法案では、早期の段階から外部の意見を聞き、調査等の実施方法を選定するスコーピング手続が導入されております。これによって早い時期から住民、専門家、NGO等が意見を述べることができ、この点では大きな前進と言えるのであ

ります。しかしながら、スコーピングといえども一定の事業計画が前提になり、おのずから限界があります。大幅な立地の代替案の検討や、例えば道路を選ぶか鉄道を選ぶかといった手段の選択などは困難なのであります。

私は、このような事業構想の段階で経済的効果や社会的必要性などを総合的に検討するために、現在の単に事業アセスメントにとどまることなく、より上位の計画段階での戦略的環境アセスメントの導入を決断すべき時期にあると考えますが、環境庁長官の御見解をお伺いするものであります。

最後に、発電所のアセスメントについて伺います。

本法案作成に当たって、発電所の取り扱いについては中央環境審議会や政府内部で激しい意見交換があったと伝え聞いております。通産省では当初、発電所については今の制度で十分なのであえて法制化の必要はないと言っていたのであります。ところが、突然昨年末には、法制化はするけれども、統一法であるアセスメント法ではなく電気事業法で行うことを主張し始めたのであります。この経緯については全くもって不明瞭、不可解なものであります。なぜ発電所については特例を認めることになったのか、総理にこの理由を明快にお示しいただきたいのであります。

さらに、もう一つ不可解なことは、アセスメント法案では、評価書が作成されるまで国は関与しないということになっておりますが、電気事業法の改正案では、評価書が作成される前の各段階で通産大臣が勧告を行うことができるとされております。私は、早い段階で通産大臣が勧告を行った

場合、電気事業者は当然地方公共団体の意見など聞かずに通産大臣の勧告だけ聞いていなければならないことになると思うのであります。

発電所については、地方公共団体の条例や要綱においてもアセスメントをこれまで行ってきたところであり、通産大臣が勧告を行うことによって地域の声や地方公共団体の意見が無視されるばかりではなく、環境アセスメント法自体が骨抜き法になってしまふおそれがあるのであります。これは重大な問題であります。通産大臣はこの点をどう考えるのか、明らかにしていただきたいのであります。

今後とも、生活基盤や産業基盤の整備を中心に多くの開発事業が計画される中で、良好な環境を適切に保全し、将来に引き継いでいくことは、私たちの重要な責務であると思うわけであります。今回の法制化が、そのための具体的方策の一つとして、国民の信頼を得て、魂の入った実効性あるものになるよう強く要望して、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 長内議員にお答えを申し上げます。

議員から御指摘がありましたように、環境というものが社会経済活動の基盤として認識すべきものであることは言うまでもありません。環境基本法にも明記されているとおりでありまして、私は、健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境に負荷の少ない健全な経済の発展を図りつつ、持続的に発展することができる社会を構築する、環境基本法のこの基本理念ののちとして環境行政を

進めてまいりたいと思います。

次に、法案提出がおくれた理由についての御質問がありました。

政府といたしましては、館岡環境庁長官のときに提出をいたしましたアセスメント法案が廃案になりました後、それを受けて、環境影響評価制度を閣議決定し、まず行政指導による実績を積み重ねてまいりました。今回の法案は、中央環境審議会の答申を受け、これまでの実績を踏まえて作成してまいったものでありまして、着実に環境影響評価制度を推進してきた成果として御理解がいただけるものと思います。

次に、国と地方との関係についてお尋ねがございました。

今般の法案は、準備書の作成前の手続を導入するなど、地方の制度に比して充実した内容となっております。同時に、知事の意見形成に係る公聴会あるいは審査会の手続などを条例で定められる仕組みとなっております。地方制度の後退にはならない、両面ともにするように考えております。

次に、発電所の特例についての御質問がありました。

発電所は、過去二十年間、電源立地の円滑化のために、通商産業省の省議アセスの制度におきまして、手続の各段階から国が監督指導することにより十分な実績を上げてまいりました。また、民間事業者の個別事業が電力の安定供給という国の施策と強いかわりを持つという点では、非常に特殊な性格を有する分野であります。こうした観点から、アセス法の手続に加え、国が関与する特例を設けさせていただきました。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣(石井道子君登壇)〕

○国務大臣(石井道子君) 長内議員の質問にお答えさせていただきます。

第三者機関についてのお尋ねでございますが、本法案は、事業の免許等を行う者による審査のほか、第三者として都道府県知事や環境庁長官が意見を述べることでなされております。そして、客観的かつ公正に手続が行われることとなります。また、その過程で、行政の外部の専門家の知識を活用することが可能であります。環境庁としても、信頼性が十分確保されますよう制度の運用を行うと考えてございます。

また、上位の計画段階でのアセスメントの御質問でございますが、個別の事業の計画や実施に枠組みを与える政府の計画や政策についても、環境の保全上の配慮が必要であります。中央環境審議会の答申に従い、国際的動向や我が国の現状を踏まえて、政府の計画や政策についてのアセスメントの手続等のあり方について、今後、具体的に検討を進めていく所存でございます。(拍手)

〔国務大臣(佐藤信二君登壇)〕

○国務大臣(佐藤信二君) 長内議員にお答えいたします。

私に対する質問は、発電所アセスにおける地方公共団体等の意見の取り扱いでございます。発電所に係る事業者は、関係地方公共団体の意見を勘案し、住民等の意見に配慮すべきことが法律上明記されております。また、通産大臣の勧告に際しては、関係地方公共団体の意見を勘案し、住民等の意見に配慮することが法律上明記されて

おります。したがって、発電所アセスメントにおいても、地方公共団体や住民等の意見は十分反映されるわけでございます。

以上です。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 桑原豊君。

〔桑原豊君登壇〕

○桑原豊君 私は、ただいま議題となりました環境影響評価法案につきまして、民主党を代表して、質問をいたします。

実は、私はかつて石川県の職員として環境行政を担当していたことがございます。したがって、この法案につきまして、その早期実現に特別の思いを抱いてまいりました。いよいよその法案が提出され、今ここに私が趣旨説明への質問に立っていることを思いますと、極めて感慨深いものがござります。

しかし、それだけに、今回提出されました法案が私を満足させるものではないことを大変残念に思う次第でございます。恐らくは、環境問題に深い関心を寄せている多くの国民の皆さん方も同様ではなからうかと思っております。

残念ながら、持ち時間は少ないのであります。が、主要な問題につき、総理並びに環境庁長官に質問をさせていただきます。

環境アセスメントは、さまざまな環境影響の事前予測・評価と社会的意思決定をその内容とし、環境保全と持続可能な発展のために必要不可欠な制度でございます。しかし、この二十有余年の間、産業界や事業官庁の強い開発志向の前に、幾たびかの挫折を余儀なくされ今日に至りました。さらに今回も、住民意見を幅広く聞くことへの抵

抗があり、法案提出の時期がおくれたと報道されております。さまざまな障害を乗り越え、充実した、実効ある制度の確立を強く望むところでございます。

ところで、現状の閣議アセスが、いわゆるアワズメントと呼ばれるほど開発を前提としたものとして批判されていることは、御承知のことかと思っております。この法律は、開発事業を容易にするためのものでなく、開発が環境に与える影響、環境破壊を未然に防止するものでなければなりません。総理にはまずそのことを明言していただき、そして決意のほどを語っていただきたいと思います。

次に、自治体との関係についてお伺いいたします。

本案では、関係市町村長の意見は都道府県知事のところでまとめられ、一本化されることになっております。直接事業者には伝わらない仕組みになっております。市町村と都道府県で利害が対立する場合には、市町村の意見が全く伝わらないことも起こり得るわけでございます。巨大な事業でも関係市町村の数は限られており、環境破壊による影響を直接的に受ける市町村の意見を事業者が率直に受けとめ、話し合いを積み上げて互いに理解を深めることは十分に可能であると思えます。関係市町村長の意見が直接事業者に伝えられるとともに、その内容と、事業者がその意見に基づきどのように判断したかを公表するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、地方自治体では、条例や要綱によって、多くの面で先進的なアセスメントを既に実施いたしております。本法案の対象事業について、いわ

ゆる上乗せや横出しがどこまで認められるのか、また既存の条例による制度を後退させないためにどのような配慮がなされているのか、長官にお尋ねをいたします。

次に、住民参加の観点からお尋ねします。

アセスメント制度の科学性と民主性をより高めるためには、まず人々の環境影響に対する評価が民主的な形で反映されることが重要であります。住民参加のあり方については、アメリカの国家環境政策法のもとでの公聴会の制度や、日本の自治体での公聴会や審議会などの制度において、多くの実績を上げているところでございます。これに對して、本案では公聴会が全く位置づけられてはおりません。意見書のような机上での文書のやりとりだけではなく、事業者と直接討論できる場が保障されるべきであり、環境の影響を直接受ける住民の意見をしっかりと受けとめられる仕組みにするべきであります。これらの点について、長官の御所見をお伺いいたします。

次に、情報公開の観点からお尋ねをいたします。

本案では、事業者のつくる方法書や準備書等については公開されますが、住民等の意見についてはその概要が公表されるだけとなっているなど、情報の公開が不十分であります。また、事業者と住民がお互いに情報を共有して議論を行うためにも、事業者の行った調査の結果や基礎データなどが公表されなければなりません。情報の対称性を確保する方策と情報公開に対する考え方について、長官のお考えをお伺いいたします。

次に、評価書の仕上りの段階で環境庁長官が主務官庁などに対して述べることでできる意見に

ついて伺います。

この環境庁長官の意見については、主務官庁等が事業者に意見を述べる際に勧告すべきものの一つとして位置づけられているにすぎません。環境保全の見地から、環境庁長官の意見の正確性、信頼性を確保し、一層の拘束力を持たすためにも、その意見提出の前提として、例えば審議会や専門家の活用などにより環境庁長官の意見が形成されるような仕組みをつくるべきではないかと考えますが、長官の御所見をお伺いいたします。

最後に、この法律案は、今回の立ち上がり之際にはやむを得ない面もございますが、アセス手続の適正さの担保方法、計画アセス、対象事業のさらなる拡大、代替案の義務づけ、運用上の課題など、今回提起した問題のほかにもさまざまな問題点が残されております。環境行政はまさに日進月歩であり、世界のアセスメント制度はさらに前を向いて進んでおります。新たな環境問題に対応するためにも、運用状況をチェックして、なるべく早い時期に改善を行うべきであると考えます。この点について総理の御見解をお伺いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 桑原議員にお答えを申し上げます。

まず第一点のお尋ねは、制度の趣旨についてであります。

この法案は、開発事業に関しまして、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保する、これを目的としたものであります。次に、制度の改善についての御意見がございま

した。

制度の運用状況を真摯に点検しながら、内外の科学的知見の集積の状況を踏まえ、必要に応じて環境影響評価の手法などの指針を見直す、こうした運用の改善を図っていくと同時に、個別事業のものと異なる計画のアセスメントのように、中央環境審議会答申で今後の課題とされました事項についても、当然のことながら検討をきちんと進めてまいりたい、そのように考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

(国務大臣石井道子君登壇)

○国務大臣(石井道子君) 桑原議員にお答え申し上げます。

自治体との関係についてのお尋ねでございますが、市町村長の意見が的確に知事意見に集約され、これに対する事業者の見解とともに評価書等に適切に記載されるよう、制度の趣旨を徹底してまいります。また、本法案は地方制度に比較しても充実した内容であり、さらに、知事意見形成に係る審査会等の規定や対象外の事業に関する手続を独自に条例で定められる仕組みとしており、地方制度の後退にはならないものと考えております。

住民意見についてのお尋ねでございますが、本法は、住民等の意見に対して、評価書等で事業者が見解を明らかにするほか、事業者が住民等に直接説明する説明会の開催を義務づけております。これらを通じて、事業者が住民等の意見を適切に受けとめ得るよう、制度の趣旨を徹底してまいります。

情報公開についてのお尋ねでございますが、住

民等の意見の概要、調査結果や基本的なデータなどについては、環境影響評価書等に的確に記載され、公表されることを基本とするともに、詳細な基礎データの出版等についても必要に応じて明らかにされるように配慮するなど、制度の運用に万全を期してまいります。

環境庁長官の意見についてのお尋ねでございますが、環境庁長官は、政府において環境行政の総合的推進に責任を持つ者として意見を述べるものであり、主務官庁にとって重みを持って受けとめられるものと考えておりますが、必要に応じて専門家の知識や経験も活用しつつ、さらに適切な意見の形成に努めてまいります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 辻元清美君。

(辻元清美君登壇)

○辻元清美君 私は、環境影響評価法案、通称環境アセスメント法案につきまして、社会民主党・市民連合を代表して、橋本総理大臣並びに関係閣僚に質問をしたいと思っております。

今から五年前、一九九二年の六月に、私は、ブラジルのリオデジャネイロで開催されました環境と開発に関する国連会議、地球サミットにNGOの一員として参加しました。百カ国以上の元首、そして三万人の市民やNGOがたぐきんブラジルに集まりました。地球温暖化を防ぐ気候変動枠組条約など、そういうものを採択したり、たくさん取り組みがなされました。

まず、このサミットについて触れたいと思いま

す。この地球サミットでは、東西の冷戦の終結を踏まえて、対立から対話へという発想の転換が図ら

平成九年四月十日 衆議院會議録第二十四号

環境影響評価法案の趣旨説明に対する辻元清美君の質疑

六

れました。具体的には、政府や企業は、住民やNGOをうるさい存在やなあと見るのではなく、また住民やNGOは、政府や企業に対して単に反対反対と主張するのではなく、ともに具体的な解決策を模索して同じテーブルに着く、そのことがなければもう環境問題は解決できないということ各国が確認したわけなのです。

私は、この地球サミットで二つのことにびっくりしました。一つ目は、欧米諸国の政府は、その正式な政府のメンバーの中にNGOや住民の代表を加えて、彼らが活発に発言していた点です。そして二つ目に驚いたことは、先進国の中で環境アセスメント法を持っていないのは何と日本だけだったということに愕然としました。環境アセスメント法は、一日も早く成立させなければならぬというふうに思います。

さて、このような視点に立って今回の法案を検討してみますと、まだまだ改善すべき点が残っていると思います。

まず、橋本総理にお伺いします。

総理は、この法案を通して何を実現されようとしているのでしょうか。環境保全が開発促進かは、いかなる事業にも適用される実には大きな選択であり、これは決断であると思います。この制度を適用することが、事業そのものに何の影響も与えず、一種のお墨つきを与えるだけの結果になっては非常に残念です。環境を守るための実質的な変更や、あるいは場合によっては事業そのものを停止させるだけの力を本法案が内包すべきであると考えております。

私は、本法案がその力を持ったためには、その評価プロセスに住民参加をいかに組み込むか、ここ

が一番のポイントだと考えていますが、橋本総理のお考えをお聞かせください。

次に、環境庁長官に対象事業について質問します。

今回は、道路やダムなど規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業とされていきますが、リゾート法に規定する事業は見当たりにません。全国でリゾートのための乱開発が続いていることは、皆さんも御承知のとおりだと思います。

例えば北海道のトマムリゾートなどでは、既存部分が千ヘクタール、そこにゴルフ場、スキー場、リゾートホテル、そしてリゾートマンションまで建っているのです。さらに、二千三百ヘクタールの農地、国有林を利用して拡張計画が進められ、これに対して随分たくさん批判があるのです。環境アセスメントでの規模要件の基準は百ヘクタール程度というふうに規定されると聞いております。千ヘクタールというのは十倍なんです。リゾート法は許可法ではないので環境アセスメントの対象外だという声も聞こえてまいりますけれども、これはどう考えてもおかしいと思うのです。この点について、環境庁長官の御意見を伺いたいと思います。

次に、発電所のアセスメントについて伺います。

このたびの電気事業法改正案によって、環境庁長官の意見提出は、アセスメント法案とは異なり、事業者による評価書の作成の以前に行うようになってくるのです。それでは、私は長官の意見の重みが半減してしまうのではないかと心配しております。私は、発電所の環境アセスメントは、ほかのと同じように、長官意見の提出は事業者の

評価書の提出の後にすべきだというふうに考えておりますが、長官はいかがお考えでしょうか。

また、事業がスタートした後のフォローアップも環境の保全にとってはとても大事だと思います。事前の評価内容と事業後の現実とが異なった場合、その食い違いをどのように確認して、どのような事後処理を事業者に求めていくのか、長官にお聞きしたいと思います。

さて、最後に、この法案の目玉は、いつでも環境庁長官が意見を述べることができるといふ点だといふふうに言われています。都道府県知事が住民の意見を集約するかどうかは自治体の制度によって左右されますので、長官が意見を形成する際、知事の意見を聞くだけでは不十分であり、これまでと何ら変わらないのではないかとこのように考えます。

私は、長官のもとに、独自の第三者機関として、環境影響評価委員会の設置を提言したいと思っております。この委員会に、専門家、関係自治体、それだけではなく、環境問題に取り組むNGOや住民代表をメンバーに加えることが大切です。そして、この長官の意見形成のプロセスを情報公開していくべきだと考えています。このような過程を実行することで、最初に申し上げた住民と政府とのパートナーシップ精神が実現できます。環境庁長官の意見形成の具体的な方法をお示しいただきたいと思っております。

いよいよ最後に、土地と宇宙をこよなく愛したアメリカの先住民族、一般にアメリカインディアと呼ばれる人たちに受け継がれていることをわざを紹介して、私の質問を終わりたいと思っております。

私たちの土地は、先祖からの預かり物にすぎない。私たちは、これを消費してはならない。同じ状態で子孫に引き継がなければならない。私たちは、土地と宇宙の支配者ではなく、土地と宇宙の一部であって、これを侵してはならない。

まさしく、この言葉が環境影響評価法案の精神をあらわしているのではないかと思います。

私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 辻元議員にお答えを申し上げます。

私には、この法案の趣旨及び住民参加についてのお尋ねがございました。

私は、議員がリオ環境サミットに行かれたお話を伺い、ストロングさんに依頼を受けて特別報告を提出した一人として、あの会議を思い起こしながら今御答弁をしたいと思っております。

そして、あのときみんなが合意したこと、それは、環境に与える負荷を最小限度にし、持続可能な開発というものを求めていくということでした。まさにこの法律案は、環境影響評価が適切に行われることなどによって、対象事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するためのものであります。同時に、手続の各段階で、環境保全の見地から意見を有する方々が意見を提出することができるとするなど、住民などの御意見を聞く手続も備えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣石井道子君登壇)
○国務大臣(石井道子君) 辻元議員の御質問にお

答え申し上げます。

リゾート法関連の事業につきましてのお尋ねでございますが、本法の対象事業については、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業であつて、かつ、国が許可等によつて関与するものとして規定をしており、具体的には政令においてこの法律の要件に従つて対象事業を定めることとしております。

発電所に関するお尋ねでございますが、環境庁長官は、事業者が取りまとめた環境影響評価の結果について、主務大臣に対して意見を述べるものであります。発電所の手続においては、評価書の作成前の段階で主務大臣が勧告を行うこととされているため、この段階で環境庁長官が意見を述べる必要があるところであります。

事後処理についてのお尋ねでございますが、環境影響評価制度は、事業の実施前に環境保全上の適正な配慮を確保しようとする制度であり、事業実施後に重大な環境保全上の支障が生じた場合には個別の許認可法等により対応が図られるものと考えておりますが、本法案におきましては、予測の不確実性にかんがみ、評価後の調査等やその結果に応じた措置について評価書に記載させ、事業者に適正な配慮を義務づけております。

環境庁長官の意見の形成方法についてのお尋ねでございますが、環境庁長官としては、手続の過程でのさまざまな方々の意見を参照した上で、必要に応じ専門家の知識も活用しながら適正な意見を述べてまいりたいと考えております。(拍手)
○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
通商産業大臣 佐藤 信二君
郵政大臣 堀之内久男君
建設大臣 亀井 静香君
国務大臣 石井 道子君

出席政府委員

環境庁長官官房 岡田 康彦君
環境庁企画調整 田中 健次君
局長

○議長の報告

(通知書要領)

一、去る八日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。

内閣閣第八一号

平成九年四月八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

天皇皇后両陛下のブラジル国及びアルゼンティン国御訪問について

標記について、本日の閣議において別紙のとおり決定したので、通知いたします。

(別紙)

天皇皇后両陛下のブラジル国及びアルゼンティン国御訪問について
(平成九年四月八日閣議決定)

かねてより、ブラジル国大統領閣下及びアルゼンティン国大統領閣下から、天皇皇后両陛下に対しそれぞれ両国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と両国との友好親善関係にかんがみ、本年、両陛下に両国を公式に御訪問願うこととした。

なお、両陛下には、両国御訪問の途次、ルクセンブルク国及び米国にお立ち寄りになる。

御日程については、今後両国政府と協議の上決めることとなるが、五月三十日東京御出発で、全体として二週間余となる予定である。

(政府委員承認)

一、昨九日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長事務代理 重家 俊範

(政府委員任命)

一、昨九日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、九日議長において承認した重家俊範を、同日第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨九日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(外務省経済局長 野上義二)の第百四十回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(議席変更)

一、去る八日、衆議院規則第十四条ただし書きに

より、議長において議席を次のとおり変更した。

二三三	小林 多門君
二三八	小此木八郎君
二三三	熊代 昭彦君
二三四	佐藤 剛男君
二三八	山口 俊一君
二三九	村田 吉隆君
二四〇	河村 建夫君
二九一	桜井 郁三君
二九二	飯島 忠義君
二九三	今村 雅弘君
二九四	阪上 善秀君
二九五	中野 正志君
二九六	熊谷 市雄君
二九七	砂田 圭佑君
二九八	大野 松茂君
二九九	滝 実君
三〇〇	松本 和那君
三〇一	松下 忠洋君
三〇二	岸本 光造君
三〇三	栗本慎一郎君
三〇四	金田 英行君
三〇五	田野瀬良太郎君
三〇六	横内 正明君
三〇七	森 英介君
三〇八	坂井 隆憲君
三〇九	古屋 圭司君
三一〇	山口 泰明君
三一一	菅 義偉君
三一二	田中 和徳君
三一三	榎田 義孝君

三八一	松本 純君	四六一	目片 信君	厚生委員	大野 松茂君	山口 泰明君
三八三	能勢 和子君	四六二	松田 仁君	辭任	滝 実君	戸井田 徹君
三八四	竹本 直一君	四六三	奥山 茂彦君	山下 徳夫君	補欠	中山 太郎君
三八五	渡辺 具能君	四六四	西川 公也君	枝野 幸男君	金田 誠一君	山下 徳夫君
三八六	嘉数 知賢君	四六六	安倍 晋三君	中山 太郎君	山下 徳夫君	枝野 幸男君
三八七	田中眞紀子君	四六七	小野 晋也君	金田 誠一君	枝野 幸男君	補欠
三八八	栗原 博久君	四六八	岸田 文雄君	農林水産委員	補欠	山本 公一君
三八九	山本 公一君	四六九	高市 早苗君	辭任	川崎 二郎君	山本 公一君
三九〇	栗原 裕康君	四七〇	実川 幸夫君	通信委員	辭任	石井 郁子君
三九一	遠藤 利明君	四七五	蓮実 進君	補欠	川崎 二郎君	補欠
三九二	根本 匠君	四七六	橋 康太郎君	補欠	川崎 二郎君	補欠
三九三	中谷 元君	四七七	米田 建三君	補欠	川崎 二郎君	補欠
三九四	赤城 徳彦君	四八三	御法川英文君	補欠	川崎 二郎君	補欠
三九五	谷畑 孝君	四八四	福田 康夫君	補欠	川崎 二郎君	補欠
三九六	中島洋次郎君	四八五	長勢 甚遠君	補欠	川崎 二郎君	補欠
三九七	原田 義昭君	四八六	遠藤 武彦君	補欠	川崎 二郎君	補欠
三九八	柳本 卓治君	三九八	笹川 堯君	補欠	川崎 二郎君	補欠
三九九	石破 茂君	四〇〇	杉浦 正健君	補欠	川崎 二郎君	補欠
四〇〇	江口 一雄君	四〇二	中山 成彬君	補欠	川崎 二郎君	補欠
四〇一	植竹 繁雄君	四〇四	小川 元君	補欠	川崎 二郎君	補欠
四〇二	小川 元君	四〇五	飯島 忠義君	補欠	川崎 二郎君	補欠
四〇三	秋山 教蔵君	四〇六	砂田 圭佑君	補欠	川崎 二郎君	補欠
四〇四	渡辺 博道君	四〇五	中野 正志君	補欠	川崎 二郎君	補欠
四〇五	吉川 貴盛君	四〇六	村井 仁君	補欠	川崎 二郎君	補欠
四〇六	戸井田 徹君	四〇七	大石 秀政君	補欠	川崎 二郎君	補欠
四〇七	渡辺 喜美君	四〇八	熊谷 市雄君	補欠	川崎 二郎君	補欠
四〇八	佐藤 勉君	四〇九	目片 信君	補欠	川崎 二郎君	補欠
四〇九	岩永 峯一君	四一〇	山本 幸三君	補欠	川崎 二郎君	補欠

(常任委員辭任及び補欠選任)
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辭任

補欠

大蔵委員

辭任

補欠

一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辭任

補欠

文教委員

辭任

補欠

商工委員

辭任

補欠

通信委員

辭任

補欠

建設委員

辭任

補欠

議院運営委員

辭任

補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

山本 公一君

補欠

岩永 峯一君

日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員

辞任

河野 太郎君

補欠

園田 修光君

神田 厚君

仲村 正治君

永井 英慈君

白保 台一君

北村 哲男君

生方 幸夫君

仲村 正治君

山中 燐子君

園田 修光君

河野 太郎君

白保 台一君

永井 英慈君

山中 燐子君

神田 厚君

生方 幸夫君

北村 哲男君

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員

辞任

小此木八郎君

補欠

目片 信君

栗原 裕康君

山本 公一君

吉田六左門君

阪上 善秀君

青木 宏之君

島 聡君

平田 米男君

山中 燐子君

東中 光雄君

木島日出夫君

阪上 善秀君

吉田六左門君

目片 信君

小此木八郎君

山本 公一君 栗原 裕康君

島 聡君 青木 宏之君

山中 燐子君 平田 米男君

(議案提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

大学の教員等の任期に関する法律案

(議案受理)

一、昨日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

千九百六十六年五月二十二日に地中海漁業一般理事会の第一回特別会合同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合同年六月二十八日から七月二日までローマで開催において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

(参議院送付)

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認

を求めるの件(条約第九号)(参議院送付)

以上三件 外務委員会 付託

日本私立学校振興・共済事業団法案(内閣提出第三〇号)

文教委員会 付託

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

厚生委員会 付託

中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

商工委員会 付託

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

逓信委員会 付託

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

労働委員会 付託

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)(参議院送付)

建設委員会 付託

(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

競輪の場外車券場設置許可に関する質問主意書

(海江田万里君提出)

(答弁書受理)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国立循環器病センターによる血管摘出に関する質問に対する答弁書

平成九年三月十一日提出

質問 第一〇号

国立循環器病センターによる血管摘出に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

国立循環器病センターによる血管摘出に関する質問主意書

一九九三年一〇月三〇日から十一月二日にかけて関西医科大学付属病院で行われた臓器摘出手術では、ドナーとなった当時二九歳の女性の母親が大阪地裁に提訴している(一九九四年九月一三日)。

脳死判定されたドナーが脳死に至っていないため、死を早められ臓器を摘出された可能性が大きいという理由からである。今回、この審議経過を通じて、摘出された血管が国立循環器病センターに凍結保存されているという、新たな事実が判明してきた。

そこで、次の事項について質問する。

一 今回の手術では、摘出された腎臓は大阪医科大学と大阪府立病院の患者(レシピエント)に移植され、臓器摘出は奈良県立医大と国立循環器病センターが行った。この一連の行為における意思決定システムと責任の所在はどのようになっているのか。いつ、どこで、誰が、誰に、どのような指示・要請を行い、いつ、どこで、誰が、どのような手術や行為を行ったのか明らかにされたい。

二 国立循環器病センターが血管摘出を行ったというが、血管のどの部位をどの範囲で摘出したのか。また、腎臓、血管以外にも摘出されたものがあるか。あれば、明らかにされたい。

三 血管摘出の行為の正当性は何を根拠にしているのか。また、誰が、いつ、どこで、誰に、どのようにして家族の承諾を得たのか。

四 摘出、および移植に要した費用の内訳はどうなっているか。また、それはどのように処理されたのか。

五 ドナーの母親は、摘出され保存されている血管は娘の身体の一部だとして引取りを申し出ているが、未だ返却されていない。その理由は何か。法的根拠を明らかにされたい。

六 今回の手術では、家族が腎臓摘出を承諾していない時点（承諾は一〇月三十一日夕方五時頃）で、一〇月三〇日夕方にはドナー情報がコーディネーターを通じて流されている。情報を流した医師の行為は刑法第一三四条（秘密漏洩）に抵触しないか。

内閣衆議一四〇第一〇号
平成九年四月八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員金田誠一君提出国立循環器病センターによる血管摘出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金田誠一君提出国立循環器病センターによる血管摘出に関する質問に対する答弁書

一について

平成五年当時における腎臓移植の一般的な実施手順は次のとおりであると承知している。

1 腎臓提供者（以下「ドナー」という。）の主治医が腎臓提供の可能性があると判断した場合には、角膜及び腎臓の移植に関する法律（昭和五十四年法律第六十三号）第八条に基づき腎臓の提供のあつてんの許可を受けた者（以下「腎臓バンク」という。）にその旨

を連絡する。

2 医師又は連絡を受けた腎臓バンクのコーディネーターが、ドナーの遺族に対して腎臓移植の意義等を十分に説明した上で腎臓の提供についての承諾を得る。

3 腎臓バンクにおいて当該腎臓バンクに登録している移植希望者の中から二名の者及び移植を行う医療機関を選定して連絡する。

4 連絡された医療機関は、移植手術を担当する医師をドナーが入院している医療機関に派遣して、腎臓の摘出及び搬送を行い、移植を行う。

また、組織（血管、心臓弁等臓器以外の人体の組織をいう。以下同じ。）の摘出の実施手順については、御指摘の血管摘出を行った国立循環器病センター（以下「センター」という。）の医師（以下「血管摘出医師」という。）に報告を求めたところ、平成五年当時における組織凍結保存ネットワークの活動として行う組織の摘出及び凍結保存の一般的な実施手順は次のとおりであるとの回答があつたところである。なお、組織凍結保存ネットワークは、近畿圏内の医療施設の関係者を構成員とし、組織摘出及び組織凍結保存並びに組織移植に関する啓発活動を行う任意の団体である。

1 組織の提供者の主治医が組織の提供の可能性があると判断した場合には、組織凍結保存ネットワークにその旨を連絡する。

2 医師又は連絡を受けた組織凍結保存ネットワークのコーディネーターが、組織の提供者の遺族に対して組織移植の意義等を十分

分に説明した上で組織の提供についての承諾を得る。

3 組織凍結保存ネットワークのコーディネーターがセンター、奈良県立医科大学第三外科等の医師に連絡する。

4 連絡を受けた医師が組織の提供者が入院している医療機関に行き、組織の摘出、搬送及び凍結保存を行う。

厚生省において、当該移植に關与した腎臓バンクである財団法人大阪腎臓バンクに報告を求めたところ、関西医科大学救命救急センターから同バンクに提出された平成五年十一月二日付けの「死体腎臓の摘出報告書」には、腎臓摘出病院の欄に関西医科大学救命救急センターの二名の医師、担当コーディネーターの欄に同バンクの二名のコーディネーター並びに腎臓摘出病院の欄に大阪府立病院泌尿器科の医師及び大阪医科大学附属病院泌尿器科の医師の氏名が記載されてお

前九時三十分まで待機し、さらに、同月二日午後七時三十分から前記二名及び血管摘出医師の計三名が同大学に行き再度待機し、前述の大阪府立病院の医師及び大阪医科大学の医師による腎臓移植のための腎臓摘出終了後の午後九時十五分から血管摘出を行ったとの回答があつたところである。

また、文部省において奈良県立医科大学に確認したところ、同大学第三外科の医師から、詳細な時刻は不明であるが、組織凍結保存ネットワークのコーディネーターから同医師に対して「腎臓移植に伴い心臓弁の提供があるかもしれない」との連絡があり、同医師が関西医科大学に行き待機したが当該摘出には参加していない旨の報告があつたとの回答があつたところである。

二について

厚生省において、血管摘出医師に報告を求めたところ、摘出した血管の部位及びその長さは、腎動脈分岐部下方腹部大動脈及び腎静脈分岐部下方大静脈それぞれ約二センチメートルずつであり、これらの血管以外に当該摘出において摘出した組織や臓器はないとの回答があつたところである。

三について

医療又はその研究を目的として行う血管の摘出に関しては、これを行うことに根拠を与える特段の法令の規定はないが、従来から遺族の承諾が得られた場合に行われているところである。厚生省において、血管摘出医師に報告を求めたところ、御指摘の血管摘出については、当該摘出に当たって関西医科大学の医師から血管

摘出医師に対して摘出は腎臓の周囲の血管にとどめる旨の指示があり、血管摘出医師は、その指示の範囲内において腎臓摘出に伴う血管摘出に関する遺族の承諾があるものと認識し、当該摘出を行ったものであるとの回答があったところである。

四について
御指摘の腎臓の摘出及び移植に要した費用の内訳を特定することは困難であるが、腎臓移植については公的医療保険が適用されており、平成五年当時の診療報酬によれば、移植を行った医療機関に対して、同種腎移植術に要する費用として六十八万円、死体からの腎臓摘出に要する費用として三十八万円及び移植を受けた患者の入院、検査、投薬等に要した費用として算定された額が公的医療保険の保険者及び患者から支払われることとされていたところである。なお、ドナーが入院していた医療機関に対しては、移植を行った医療機関から腎臓摘出を行った際の設備使用料等の実費相当額が支払われていたものと承知している。

また、御指摘の血管摘出に係る費用については、センターから支出されておらず、また、血管の保存に係る費用については、センターの運営費によって賄われている。

五について

厚生省において、血管摘出医師に報告を求めたところ、三について述べたように、関西医科大学の医師の指示の範囲内において血管の摘出に関する遺族の承諾があるものと認識していたが、今般、遺族からセンターに対して、血管の摘出について承諾をしたことはなく、返却を

求める旨の申入れがあったこと等を踏まえ、今後遺族と相談の上適切な方法により早急に返却をすることとしたいとの回答があったところである。

六について
犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個別的に判断すべき事柄であるので、答弁を差し控えたい。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案

平成九年二月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第一条)
- 第二章 防災再開発促進地区(第三条)
- 第三章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進
- 第一節 建築物の建替えの促進(第四条―第十二条)
- 第二節 延焼等危険建築物に対する措置(第十三条―第三十条)
- 第三節 住宅・都市整備公団の業務の特例(第三十一条)
- 第四章 防災街区整備地区計画等
- 第一節 防災街区整備地区計画(第三十二

条・第三十三条

第二節 防災街区整備権利移転等促進計画(第三十四条 第三十九条)

第三節 防災街区整備組合

第一款 総則(第四十条―第四十四条)

第二款 事業(第四十五条―第四十七条)

第三款 組合員(第四十八条―第六十一条)

第四款 管理(第六十二条―第六十七条)

第五款 設立(第六十八条―第九十六條)

第六款 解散及び清算(第九十七條―第一百

四款)

第七款 監督(第一百五條―第一百九條)

第八款 雑則(第一百十條―第一百十四條)

第四節 建築物の敷地と道路との関係の特例(第一百十五條)

第五節 防災街区整備推進機構(第一百十六

条―第一百十九條)

第五章 罰則(第二百十條―第二百十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、密集市街地について計画的な再開発による防災街区の整備を促進するために必要な措置を講ずることにより、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 密集市街地 当該区域内に老朽化した木造

の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設がないことその他当該区域内の土地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地をいう。

二 防災街区 その特定防災機能が確保され、及び土地の合理的かつ健全な利用が図られた街区をいう。

三 特定防災機能 火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。

四 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第一条第一号に規定する建築物をいう。

五 建築物の建替え 現に存する一以上の建築物(建築物が一以上の場合にあつては、これらの敷地が隣接するものに限り)を除却するとともに、当該建築物の敷地であつた一団の土地の全部又は一部の区域に一以上の建築物を新築することをいう。

六 耐火建築物 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。

七 準耐火建築物 建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。

八 公共施設 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十四項に規定する公共施設をいう。

九 借地権 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二条第一号に規定する借地権をいう。

第二章 防災再開発促進地区(防災再開発促進地区)

第三条 都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針においては、密集市

街地の土地の区域内の各街区について防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(以下「防災再開発促進地区」という。)及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、防災再開発促進地区における市街地の再開発を促進するため、第三十二条第一項の防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進

第一節 建築物の建替えの促進 (建替計画の認定)

第四条 防災再開発促進地区の区域内において、建築物の建替えをしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建築物の建替えに関する計画(以下この節において「建替計画」という。)を作成し、所管行政庁(建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。)の認定を申請することができる。

2 前項の認定(以下この節において「建替計画の認定」という。)を申請しようとする者は、その者以外に除却しようとする建築物又はその敷地である一団の土地について権利を有する者があ

るときは、建替計画についてこれらの者のすべての同意を得なければならない。ただし、その権利をもって建替計画の認定を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

3 前項の場合において、同項の規定により同意を得なければならないこととされている者のうち、除却しようとする建築物について所有権又は賃借権(一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。)を有する者及びその敷地である一団の土地について所有権又は借地権(一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。)を有する者(以下「権利者」という。)を有する者以外の者を確知することができないときは、確知することができない理由を記載した書面を添えて、建替計画の認定を申請することができる。

4 建替計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の建替えをする土地の区域(第五号及び次条第一項第四号において「建替事業区域」という。)
- 二 除却する建築物の建築面積、構造方法及び敷地面積並びに当該建築物の敷地の接する道路の幅員
- 三 新築する建築物の配置
- 四 新築する建築物の建築面積、延べ面積、構造方法、建築設備、用途及び敷地面積
- 五 建替事業区域内に確保する空地の配置及び規模
- 六 建築物の建替えの事業に関する資金計画
- 七 その他建設省令で定める事項

(建替計画の認定基準)

第五条 所管行政庁は、建替計画の申請があつた場合において、当該申請に係る建替計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

- 一 除却する建築物の建築面積の合計に対する除却する建築物のうち延焼防止上支障がある木造の建築物で建設省令で定める基準に該当するものの建築面積の合計の割合が建設省令で定める数値以上であること。
- 二 新築する建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- 三 新築する建築物の敷地面積の合計が建設省令で定める規模以上であること。
- 四 建替事業区域内に延焼防止上又は避難上有効な空地が確保されていること。
- 五 建築物の建替えの事業に関する資金計画が当該建築物の建替えを確実に遂行するため適切なものであること。

2 建替計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、建替計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

3 建築主事は、前項の同意を求められた場合において、当該建替計画のうち新築する建築物に係る部分が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(建築基準法第六条の二第一項に規定する建築物の新築について同意を求められた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適

用される同法第六条第一項の政令で定める規定を除く。)に適合するものであるときは、同意を与えてその旨を当該所管行政庁に通知しなければならない。この場合において、建築主事は、同意することができない事由があると認めるときは、その事由を当該所管行政庁に通知しなければならない。

4 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建替計画について建替計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建替計画について建替計画の認定をしようとする場合について準用する。

5 建替計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が建替計画の認定をしたときは、同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第三項の規定による通知があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(建替計画の認定通知)

第六条 所管行政庁が都道府県知事である場合において、建替計画の認定をしたときは、当該都道府県知事は、関係市町村長に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(建替計画の変更)

第七条 建替計画の認定を受けた者(以下この節において「認定事業者」という。)は、当該建替計画の認定を受けた建替計画(次条から第十条ま

でにおいて「認定建替計画」という。)の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第八条 所管行政庁は、認定事業者に対し、認定建替計画(前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条及び第十条において同じ。)に係る建築物の建替えの状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第九条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定建替計画に係る除却する建築物の所有権その他当該認定建替計画に係る建築物の建替えに必要な権原を取得した者は、所管行政庁の承認を受けて、当該認定事業者が有していた建替計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第十条 所管行政庁は、認定事業者が認定建替計画に従って建築物の建替えを行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(建替計画の認定の取消)

第十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、建替計画の認定を取り消すことができる。

2 第六条の規定は、所管行政庁が前項の規定による取消をした場合について準用する。

(費用の補助)

第十二条 市町村は、認定事業者(建設省令で定める認定事業者を除く。)に対して、建築物の建替えに要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、市町村が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

第二節 延焼等危険建築物に対する措置
(延焼等危険建築物に対する除却の勧告)

第十三条 所管行政庁は、防災再開発促進地区の区域であつて都市計画法第八条第一項第五号の防火地域若しくは準防火地域又は第三十二条第一項の防災街区整備地区計画の区域(同条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画が定められている区域のうち建築物の構造に同じ同法第八条第一項第五号の準防火地域における建築物の構造に関する防火上の制限と同等以上の防火上の制限が定められており、かつ、建築基準法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例でこの制限が定められているものに限る。)が定められているもの(第五項において「特定防火地域等」という。)の内にある老朽化した木造の建築物で次に掲げる条件に該当するもの(以下「延焼等危険建築物」という。)の所有者に対し、相当の期限を定めて、当該延焼等危険建築物を除却すべきことを勧告することができる。

一 当該建築物及びその周辺の建築物の構造及び敷地並びにこれらの建築物の密集している

状況に照らし、大規模な地震が発生した場合において延焼防止上危険である建築物として建設省令で定める基準に該当するものであること。

二 建設省令で定める規模以上の地震が発生した場合において壁、柱等の主要な構造に著しい被害を受けるおそれがある建築物として、当該建築物の構造に同じ建設省令で定める基準に該当するものであること。

2 所管行政庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、市町村長が所管行政庁であるときは関係都道府県知事に、都道府県知事が所管行政庁であるときは関係市町村長に、あらかじめ協議しなければならない。

3 第一項の規定による勧告をした所管行政庁は、市町村長が所管行政庁であるときは関係都道府県知事に、都道府県知事が所管行政庁であるときは関係市町村長に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 第一項の規定による勧告をした所管行政庁は、当該勧告に係る延焼等危険建築物について質権、質借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利又は先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めのある登記若しくは処分制限の登記に係る権利を有する者があるときは、速やかに、これらの者にその旨を通知しなければならない。ただし、過失がなくこれらの者を通知することができないときは、この限りでない。

5 所管行政庁は、第一項の規定の施行に必要な限度において、特定防火地域等の内の土地に存する建築物の所有者に対し、当該建築物の火事又は地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくは当該建築物の敷地に立ち入り、当該建築物、当該建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

6 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(代替建築物の提供又はあっせん)

第十四条 前条第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物の賃借人は、当該延焼等危険建築物の所在する市町村の長に対し、当該延焼等危険建築物に代わるべき建築物(以下この条において「代替建築物」という。)の提供又はあっせんを要請することができる。

2 前条第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物(当該延焼等危険建築物の全部又は一部が賃貸借の目的となつていない場合に限る。)の所有者は、当該延焼等危険建築物を除却しようとする場合において、当該延焼等危険建築物の賃借人(次項において「賃借人」という。)の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあっせんすることが困難であるときは、当該延焼等危険建築物の所在する市町村の長に対し、当該代替建築物の提供又はあっせんを要請することができる。

3 前二項の規定による要請を受けた市町村長は、賃借人の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあつせんするよう努めなければならない。

(居住安定計画の認定)

第十五条 第十三条第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物とその全部又は一部が次に掲げる条件に該当する賃貸借の目的となつてゐるもの所有者は、当該賃貸借の目的となつてゐる延焼等危険建築物の全部又は一部(以下この節において「延焼等危険賃貸住宅」という。)を賃借してゐる者(以下この節において「居住者」という。)の意見を求めて、建設省令で定めるところにより、当該延焼等危険建築物について、居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却に関する計画(以下この節において「居住安定計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためにされたものであり、かつ、事務所、店舗その他住宅以外の用途を兼ねるためにされたものではないこと。

二 当該賃貸借が一時使用のためにされたことが明らかでないこと。

三 当該賃貸借の目的となつてゐる延焼等危険建築物の全部又は一部が賃貸借の目的となつていないこと。

2 建築物の区分所有等に関する法律(昭和三十一年法律第六十九号)第二条第一項に規定する区分所有権の目的となつてゐる延焼等危険建築物についての前項の規定の適用については、同項中「ものの所有者は」とあるのは、「ものにつ

て建築物の区分所有等に関する法律(昭和三十一年法律第六十九号)第一条第一項に規定する区分所有権を有する者(同法第六十二条第一項の規定による建替え決議があつた場合にあつては、同法第六十四条の規定により建替えを行う旨の合意をしたとみなされた者は、全員で)とする。

3 第一項の認定(以下この節において「居住安定計画の認定」という。)を申請しようとする者は、居住者以外の者で当該延焼等危険建築物について権利を有する者があるときは、居住安定計画についてその同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて居住安定計画の認定を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

4 前項の場合において、同項の規定により同意を得なければならないこととされている者のうち当該延焼等危険建築物について賃借権(一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者以外の者を通知することができないときは、通知することができない理由を記載した書面を添えて、居住安定計画の認定を申請することができる。

5 居住安定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 延焼等危険建築物の位置
- 二 延焼等危険賃貸住宅の数
- 三 延焼等危険賃貸住宅の規模、構造及び設備並びに家賃
- 四 延焼等危険賃貸住宅の居住者の氏名、住所及び世帯構成
- 五 延焼等危険賃貸住宅の従前の管理の状況

六 居住者に提供する延焼等危険賃貸住宅に代わるべき住宅(延焼等危険建築物を除却した後新築する建築物の全部又は一部を当該延焼等危険賃貸住宅に代わるべき住宅として提供する場合には、居住者により当該延焼等危険賃貸住宅が明け渡された日から当該新築する建築物の全部又は一部を提供する日までの間に必要となる仮住居を含む。以下この節において「代替住宅」という。)の規模、構造及び設備、家賃並びに所在及び地番

七 居住者により延焼等危険賃貸住宅が明け渡された日から延焼等危険建築物を除却する日までの間における当該延焼等危険賃貸住宅の管理に関する事項

八 延焼等危険建築物を除却する予定時期

九 延焼等危険建築物の除却の事業延焼等危険建築物を除却した後新築する建築物の全部又は一部を代替住宅として提供する場合にあつては、当該建築物の新築の事業を含む。

次条第一項第四号において同じ)に関する資金計画

十 延焼等危険建築物に延焼等危険賃貸住宅以外の部分がある場合にあっては、当該部分についての利用状況及び居住安定計画の認定を申請した日から当該延焼等危険建築物を除却する日までの間における当該部分の管理に関する事項

十一 その他建設省令で定める事項

(居住安定計画の認定基準)

第十六条 市町村長は、居住安定計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認める

ときでなければ、居住安定計画の認定をしてはならない。

一 延焼等危険賃貸住宅の所有者が当該延焼等危険賃貸住宅の修繕その他賃借人としてなすべき義務を履行してきていること。

二 居住者ごとに、前条第五項第三号及び第四号に掲げる事項その他居住者に関する状況を勘案して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の代替住宅が居住者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確実であること。

三 居住安定計画の認定の申請を受けた日から延焼等危険建築物が除却される日までの間に、当該延焼等危険建築物について新たな権利が設定されないことが確実であること。

四 延焼等危険建築物の除却の事業に関する資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該延焼等危険建築物が除却されることが確実であること。

2 市町村長は、居住安定計画の認定をしようとする場合において、当該居住安定計画に公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅(以下この節において「公営住宅」という。)又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第二十一条第一項において「特定優良賃貸住宅法」という。第十八条第二項に規定する賃貸住宅(以下この節において「特定公共賃貸住宅」という。)であつて都道府県が管理するものが代替住宅として定められてゐるときは、あらかじめ、当該代替住宅を示して当該都道府県の同意を得なければならない。

3 市町村長は、居住安定計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該居住安定計画に定められた代替住宅を示して居住者の意見を聴かなければならない。

(居住安定計画の認定の通知)

第十七条 市町村長は、居住安定計画の認定をしたときは、速やかに、当該居住安定計画の認定に係る居住安定計画(以下この節において「認定居住安定計画」という。)に定められた代替住宅及び当該代替住宅への入居を希望する旨を申し出る事ができる期間(次項及び第十九条において「入居申出期間」という。)を示して、当該居住安定計画の認定をした旨を居住者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、認定居住安定計画に都道府県が管理する公営住宅又は特定公共賃貸住宅が代替住宅として定められているときは、市町村長は、速やかに、当該認定居住安定計画に定められた代替住宅及び入居申出期間を示して、当該居住安定計画の認定をした旨を当該都道府県に通知しなければならない。

(居住安定計画の変更)

第十八条 居住安定計画の認定を受けた者(以下この節において「認定所有者」という。)は、認定居住安定計画の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(居住者の居住の安定に関する措置)

第十九条 第十七条第一項(前条第二項により準用する場合を含む。以下この節において同じ。)

の規定による通知を受けた居住者は、当該通知により示された代替住宅が公営住宅、特定公共賃貸住宅又は市町村が居住者に転貸するために借り上げた住宅(公営住宅を除く。第二十二條において「市町村借上住宅」という。)である場合においては、入居申出期間内に、当該代替住宅への入居を希望する旨を当該代替住宅を管理する地方公共団体に申し出ることができる。

第二十条 前条の規定による申出に係る代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅法第二十三各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、同法第二十二條第一項及び第二十五條第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。

2 前項に規定する公営住宅を管理する地方公共団体は、同項に規定する者が公営住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅の家賃を当該公営住宅の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、公営住宅法第十六條第一項、第二十八條第二項又は第二十九條第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の家賃を減額することができる。

3 公営住宅法第十六條第五項の規定は、前項の規定により家賃を減額する場合について準用する。

第二十一条 第十九條の規定による申出に係る代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が特定優良賃貸住宅法第十八條第二項に規定する建設省令で定める基準

のうち入居者の資格に係るものに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。

2 地方公共団体は、前項に規定する者を入居させた特定公共賃貸住宅の家賃については、公営住宅法第十六條第二項の規定の例により算定した近傍同種の住宅の家賃以下で条例で定める額とするものとする。

3 第一項に規定する地方公共団体は、同項に規定する者を特定公共賃貸住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅の家賃を当該特定公共賃貸住宅の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該特定公共賃貸住宅の家賃を減額することができる。

第二十二條 第十九條の規定による申出に係る代替住宅が市町村借上住宅である場合において、当該市町村借上住宅を管理する市町村は、当該申出をした者を当該市町村借上住宅に入居させるものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する者を市町村借上住宅に入居させる場合について準用する。

3 国は、市町村が前項の規定により準用される前条第三項の規定により市町村借上住宅の家賃を減額する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

(移転料の支払)

第二十三条 認定居住安定計画(第十八條第一項

の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において同じ。)に定められた延焼等危険賃貸住宅(以下「認定賃貸住宅」という。)の認定所有者は、当該認定賃貸住宅の第十七條第一項の規定による通知を受けた居住者が当該認定賃貸住宅から認定居住安定計画に定められた代替住宅へその住居の移転(認定居住安定計画において延焼等危険建築物を売却した後新築する建築物の全部又は一部が代替住宅として定められている場合にあつては、当該認定居住安定計画に定められた仮住居から当該代替住宅への移転を含む。)をする場合においては、当該居住者に対して、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、通常必要な移転料を支払わなければならない。

(賃貸借契約の更新拒絶等)

第二十四条 認定賃貸住宅について当該認定賃貸住宅の認定所有者が当該認定賃貸住宅の第十七條第一項の規定による通知を受けた居住者(次項、次条及び第二十七條において「認定居住者」という。)に対し賃貸借の更新の拒絶の通知(条件を変更しなければ更新をしない旨の通知を除く。)をする場合については、借地借家法第二十六條第二項及び第二十八條の規定は、適用しない。

2 認定賃貸住宅について当該認定賃貸住宅の認定所有者が当該認定賃貸住宅の認定居住者に対し賃貸借の解約の申入れをする場合については、借地借家法第二十七條第二項及び第二十八條の規定は、適用しない。

(報告の徴収)

第二十五条 市町村長は、認定所有者に対し、認

定居住安定計画に係る認定居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第二十六條 認定所有者の一般承継人又は認定所有者から認定賃貸住宅の所有権その他当該認定居住安定計画の実施に必要な権限を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定所有者が有していた居住安定計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第二十七條 市町村長は、認定所有者が認定居住安定計画に従って、認定居住者の居住の安定を確保していないと認めるとき又は延焼等危険建築物を除却していないと認めるときは、当該認定所有者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、延焼等危険建築物を除却すべき旨の命令は、当該延焼等危険建築物から認定居住者がすべて移転した場合に限り、することができ。

(居住安定計画の認定の取消し)

第二十八條 市町村長は、前条ただし書に規定する場合以外の場合において、認定所有者が同条の規定による命令に違反したときは、居住安定計画の認定を取り消すことができる。

2 第十七条の規定は、市町村長が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(費用の補助)

第二十九條 市町村は、認定所有者(建設省令で定める認定所有者を除く。)に対して、第二十三条の規定による移転料の支払いに要する費用の

全部又は一部を補助することができる。

2 国は、市町村が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(不服申立て)

第三十條 第十五条第一項、第十八条第一項及び第二十八条第一項の規定による処分不服がある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができ。

2 前項に規定する審査請求につき都道府県知事がした裁判に不服がある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができ。

第三節 住宅・都市整備公団の業務の特例

例

(住宅・都市整備公団の業務の特例)

第三十一條 住宅・都市整備公団は、住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号。以下この条において「公団法」という。)第二十九条第一項から第三項までに規定する業務のほか、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条の三第一項に規定する都市計画区域について定められた防災再開発促進地区の区域内において、その一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進するため、地方公共団体の委託に基づき、公団法第二十九条第二項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第八号の業務を行うことができる。

2 前項の規定により住宅・都市整備公団の業務が行われる場合には、公団法第六十二条第二項及び第六十三条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は密集市街地における防災街

区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第三十号)と、公団法第六十八条中「第六十三條第一項」とあるのは「第六十三條第一項(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、公団法第六十九條第三号中「附則第十七条」とあるのは「附則第十七條並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第一項」と、公団法第六十九條第六号中「第六十二條第二項」とあるのは「第六十二條第二項(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

第四章 防災街区整備地区計画等
第一節 防災街区整備地区計画
(防災街区整備地区計画)
第三十二條 次に掲げる条件に該当する密集市街地の土地の区域内の土地の区域で、当該区域における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、当該区域の各街区を防災街区として一体的かつ総合的に整備することが適切であると認められるものについては、都市計画に防災街区整備地区計画を定めることができる。

一 当該区域における特定防災機能の確保を図る上で必要となる適正な配置及び規模の公共施設がない区域であること。
二 当該区域における特定防災機能に支障を来している区域であること。
三 都市計画法第八條第一項第一号に規定する用途地域が定められている区域であること。

2 防災街区整備地区計画については、都市計画法第十二條の四第二項に定める事項のほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。
一 当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針

二 当該区域における特定防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設を除く。以下「地区防災施設」という。)の区域、地区防災施設のうち建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)と一体となって当該特定防災機能を確保するために整備されるべきもの(以下「特定地区防災施設」という。)にあつては、当該特定地区防災施設の区域及び当該建築物等の整備に関する計画(以下「特定建築物地区整備計画」という。)

三 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設及び地区防災施設を除く。以下「地区施設」という。)及び建築物等(特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等を除く。)の整備並びに土地の利用に関して、地区防災施設の区域以外の防災街区整備地区計画の区域について定める計画(以下「防災街区整備地区整備計画」という。)

3 特定建築物地区整備計画においては、その区域及び建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度、建築物等の

高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限その他建築物等に関する事項で政令で定めるもののうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

4 防災街区整備地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 地区施設の配置及び規模

二 建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

5 防災街区整備地区計画を都市計画に定めるに当たっては、次に掲げるところに従わなければならない。

一 地区防災施設(特定地区防災施設を除く。)は、当該地区防災施設が、当該防災街区整備地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、当該区域における特定防災機能を確保するとともに、良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

二 特定地区防災施設は、当該特定地区防災施設が、当該防災街区整備地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等と一体となって当該防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能を確保するとともに、良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

三 特定建築物地区整備計画は、当該特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等が特定地区防災施設と一体となって当該防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能を確保するとともに、適切な構造、高さ、配列等を備えた建築物等が整備されることにより当該区域内の土地が合理的かつ健全な利用形態となるように定めること。

四 地区施設は、当該地区施設が、当該防災街区整備地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、火事又は地震が発生した場合の当該区域における延焼により生ずる被害の軽減及び避難上必要な機能の確保と良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

五 防災街区整備地区整備計画における建築物等に関する事項は、当該防災街区整備地区計画の区域の特性にふさわしい用途、容積、高さ、配列等を備えた建築物等が整備されることにより当該区域内の土地が合理的かつ健全な利用形態となるとともに、当該防災街区整備地区整備計画の区域内の建築物等(特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等を除く。)が火事又は地震が発生した場合の当該区域における延焼により生ずる被害の軽減に資するよう定めること。

6 防災街区整備地区計画を都市計画に定める際、当該防災街区整備地区計画の区域の全部又は一部について地区防災施設設置の区域(防災街区整備地区計画に特定地区防災施設を定めるべき場合)については、特定地区防災施設設置の区域及び特定建築物地区整備計画。以下この項において同じ。又は防災街区整備地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該防災街区整備地区計画の区域の全部又は一部について地区防災施設設置の区域又は防災街区整備地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、地区防災施設設置の区域以外の防災街区整備地区計画の区域の一部について防災街区整備地区整備計画を定めるときは、当該防災街区整備地区整備計画については、当該防災街区整備地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

7 防災街区整備地区計画の区域(地区防災施設設置の区域が定められている区域を除く。)のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の団地の土地又は地方公共団体の所有する土地で公共施設の用に供されているものを除く。)については所有権又は借地権(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者は、その全員の合意により、当該防災街区整備地区計画に定められた内容に従ってその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、その協定の目的となつて土地の区域につき、当該防災街区整備地区計画に関する都市計画に建設省令で定める場合の区分に応じ当該建設省令で定める事項を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請することができる。

(行為の届出等)

第三十三条 防災街区整備地区計画の区域、地区防災施設設置の区域(特定地区防災施設が定められている場合)については、当該特定地区防災施設設置の区域及び特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他建設省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条の許可を要する行為

六 第三十六条第一項の規定による公告があった防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された次

条第一項に規定する権利に係る土地において当該防災街区整備権利移転等促進計画に定められた土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他同条第二項第六号に規定する建設省令で定める行為に関する事項に従って行う行為

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち建設省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が防災街区整備地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、火事又は地震が発生した場合の当該防災街区整備地区計画の区域における延焼により生ずる被害の軽減又は避難上必要な機能の確保に資するため必要があると認めるとき

は、防災街区整備地区計画に定められた事項その他の事項に関し、適切な措置を講ずることに ついて助言又は指導をするものとする。

第二節 防災街区整備権利移転等促進計画

(防災街区整備権利移転等促進計画の作成)

第三十四条 市町村は、防災再開発促進地区の区域について定められた防災街区整備地区計画(以下この章において「特定防災街区整備地区計画」という。)の区域における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、当該特定防災街区整備地区計画の区域内の土地(国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の利用に供されているもの、農地その他の政令で定める土地を除く。次条において同じ。)を対象として、所有権の移転又は地上権若しくは賃借権(これらの権利で一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。次項第五号、次条及び第三十七条において同じ。)の設定若しくは移転(以下この節において「権利の移転等」という。)を促進する事業を行おうとするときは、防災街区整備権利移転等促進計画を定めるものとする。

2 防災街区整備権利移転等促進計画において は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 権利の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が権利の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について権利の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権

の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権又は賃借権の種類、内容(土地の利用目的を含む)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに地代又は借賃及びその支払の方法

六 権利の移転等が行われた後に第二号に規定する土地において行われることとなる土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他建設省令で定める行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他建設省令で定める事項

七 その他建設省令で定める事項

3 防災街区整備権利移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 防災街区整備権利移転等促進計画の内容が特定防災街区整備地区計画に適合するものであること。

二 防災街区整備権利移転等促進計画において、特定防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るための権利の移転等で次に掲げるもののいずれかが定められていること。

イ 地区防災施設若しくは地区施設の整備を図るため行う権利の移転等又はこれと併せて行う当該権利の移転等を円滑に推進するために必要な権利の移転等

ロ 特定建築物地区整備計画の区域において特定地区防災施設と一体となって当該特定防災街区整備地区計画の区域の特定防災機能を確保するためにされる建築物等の新築

その他の行為で建設省令で定めるものを伴う権利の移転等(イに掲げるものを除く。)

三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、賃借権、質借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。

四 前項第二号に規定する土地に存する建物その他の土地に定着する物件ごとに、当該物件について所有権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該物件について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め(登記又は処分)の制限の登記に係る権利を有する者のすべての同意が得られていること。

五 前項第一号に規定する者が、権利の移転等が行われた後において、同項第二号に規定する土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

(防災街区整備権利移転等促進計画の作成の要請)

第三十五条 特定防災街区整備地区計画の区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権を有する者及び当該土地について権利の移転等を受けようとする者は、その全員の合意により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする協定を締結した場合において、同条第三項第三号及び第四号に規定する者のすべての同意を得たとき

は、建設省令で定めるところにより、その協定

の目的となつてゐる土地につき、防災街区整備権利移転等促進計画を定めるべきことを市町村に対し要請することができる。

(防災街区整備権利移転等促進計画の公告)

第三十八條 市町村は、防災街区整備権利移転等促進計画を定めるときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 市町村は、都市計画法第十九条第二項に規定する政令で定める事項に係る権利の移転等その内容とする防災街区整備権利移転等促進計画について前項の規定による公告をしようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(公告の効果)

第三十七條 前条第一項の規定による公告があつたときは、その公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権若しくは賃借権が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第三十八條 第三十六條第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

(勧告)

第三十九條 市町村は、権利の移転等を受けた者が防災街区整備権利移転等促進計画に定められた土地の利用目的に従つて土地を利用していないと認めるときは、当該権利の移転等を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該防災街区

整備権利移転等促進計画に定められた事項の適正かつ確実な実施を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第三節 防災街区整備組合

第一款 総則

(防災街区整備組合の目的)

第四十條 防災街区整備組合(以下「組合」という。)は、特定防災街区整備地区計画の区域内の一団の土地について所有権又は借地権を有する者が協同して当該一団の土地の区域内の各街区を防災街区として整備することを目的とする。

(人格及び住所)

第四十一條 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第四十二條 組合は、その名称中に「防災街区整備組合」という文字を用いなければならない。

2 組合でないものは、その名称中に「防災街区整備組合」という文字を用いてはならない。

(事業の目的)

第四十三條 組合は、その行う事業によつてその組合員のために直接の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

(登記)

第四十四條 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の登記を必要とする事項は、登記の後でなければ第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

第一款 事業

(組合の事業の範囲)

第四十五條 組合は、第四十條の目的を達成するため、その地区内において、次に掲げる事業で特定防災街区整備地区計画に適合するものを行う。

一 土地の区画形質の変更及びこれに併せて整備することが必要な公共施設の整備

二 耐火建築物又は準耐火建築物の建築(建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。次項において同じ。)、賃貸その他の管理又は譲渡(当該建築物の敷地である土地の賃貸その他の管理又は譲渡を含む。)

三 前二号の事業に附帯する事業

2 組合は、前項に規定する事業のほか、第四十條の目的を達成するため、その地区内において、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 特定防災街区整備地区計画に適合する耐火建築物又は準耐火建築物の建築をするために土地を必要とする認められる者で政令で定めるものに対して行う土地の賃貸その他の管理又は譲渡

二 組合の地区における特定防災機能の確保のために必要な共同利用施設の設置又は管理

三 組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供

四 前三号の事業に附帯する事業

(土地区画整理事業)

第四十六條 組合が前条第一項第一号に掲げる事業を土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和十九年法律第十九号)による土地区画整理事業をいう。以下この節において同じ。))として行う場合には、組合を同法第二条の第二項の規定により数人共同して施行する第一種市街地再開発事業の施行者とみなす。

業をいう。以下この節において同じ。))として行う場合には、組合を同法第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業の施行者とみなして、同法(第十一条及び第十二条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第六條第五項中「わたらないように」とあるのは、「わたらず、防災街区整備組合の地区と一致し、かつ、当該防災街区整備組合の組合員の有する所有権又は借地権の目的となつてゐる宅地以外の宅地を含まないよう」と読み替へるものとする。

2 土地区画整理法の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

3 組合は、第一項の規定により適用される土地区画整理法第四條第一項の規約若しくは事業計画を定め、若しくは変更し、又は同法第八十六條第一項の換地計画を定め、若しくは変更しようとするときは、組合員全員の合意によらなければならない。

4 第一項の規定による土地区画整理法第二百三條及び第二百四條の規定の適用については、前項の規定は、同法の規定とみなす。

(第一種市街地再開発事業)

第四十七條 組合が、都市計画法第八條第一項第三号の高度利用地区の区域又は都市再開発法第二条の第二項に規定する防災街区整備地区計画の区域内の土地の区域であつて、第四十五條第一項第一号及び第二号に掲げる事業を第一種市街地再開発事業(同法第一条第一号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。以下この節において同じ。))として行う場合には、組合を同法第二条の第二項の規定により数人共同して施行する第一種市街地再開発事業の施行者とみなす。

なして、同法(第七条の十七及び第七条の十八を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第七条の十四第三号中「わたつており」とあるのは、「わたつており、防災街区整備組合の地区と一致しておらず、当該防災街区整備組合の組合員の有する所有権若しくは借地権の目的となつてゐる宅地以外の宅地を含んでおり」と読み替へるものとする。

2 都市再開発法の規定の適用についての必要な技術的調整等は、政令で定める。

3 組合は、第一項の規定により適用される都市再開発法第七条の九第一項の規約若しくは事業計画を定め、若しくは変更し、又は同法第七十二条第一項の権利変換計画を定め、若しくは変更しようとするときは、組合員全員の合意によらなければならない。

4 第一項の規定による都市再開発法第二百二十四条及び第二百二十四条の二の規定の適用については、前項の規定は、同法の規定とみなす。

第三款 組合員

(組合員たる資格)

第四十八条 組合員たる資格を有する者は、組合の地区内の土地(土地区画整理事業を行う組合にあつては土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設の、第一種市街地再開発事業を行う組合にあつては都市再開発法第二条第四号に規定する公共施設の用に供する土地で国又は地方公共団体が所有するものを除く。)について所有権又は借地権(第一種市街地再開発事業を行う組合にあつては、一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者であつて定款で定めるものとする。

(出資)

第四十九条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 組合員の責任は、第五十二条の経費の負担を除くほか、その出資額を限度とする。

4 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(持分の譲渡)

第五十条 組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(議決権及び選挙権)

第五十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第七十条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(経費)

第五十二条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(過怠金)

第五十三条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。

(加入の自由)

第五十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(脱退の自由)

第五十五条 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項に規定する予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第五十六条 組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次の各号のいずれかに該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の日の十日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の事業を利用しない組合員

二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払戻し)

第五十七条 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 前項に規定する持分は、脱退した事業年度末における当該組合の財産によつてこれを定める。

(損失額の払込み)

第五十八条 持分を計算するに当たり、組合の財産をもつて債務を完済するに足りないときは、当該組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対して、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)

第五十九条 第五十七条第一項及び前条に規定する請求権は、脱退の時から二年間これを行わな

いときは、時効によつて消滅する。

(持分の払戻しの停止)

第六十条 組合は、脱退した組合員がその組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第六十一条 組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 第五十七条から第五十九条までの規定は、前項の規定により出資口数を減少する場合について準用する。

第四款 管理

(定款)

第六十二條 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することが出来る出資口数の最高限度
- 七 経費の分担に関する規定
- 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 九 準備金の額及びその積立ての方法
- 十 役員の数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定
- 十一 事業年度
- 十二 公告の方法
- 十三 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資する者を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。
- 十四 建設大臣は、模範定款例を定めることができる。

- 二 業務の執行及び会計に関する規定
 - 三 役員に関する規定
 - 四 組合員に関する規定
 - 五 その他必要な事項
- (役員の数及び選挙又は選任)
- 第六十四條 組合に役員として理事及び監事を置く。
- 1 理事の定数は一人以上とし、監事の定数は一人以上とする。
 - 2 役員は、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあっては、創立総会)において選挙する。ただし、定款で定めるところにより、総会外において選挙することができる。
 - 3 役員は、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあっては、創立総会)において選挙する。ただし、定款で定めるところにより、総会外において選挙することができる。
 - 4 役員は、定款で定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の数以内であるときは、投票を省略することができる。
 - 5 投票は、組合員一人につき一票とする。
 - 6 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合にあっては、当該候補者)を当選人とする。
 - 7 総会外において役員は、選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。
 - 8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあっては、創立総会)において選任することができる。
 - 9 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。ただし、設立当時の

- 理事は、設立の同意を申し出た個人又は設立の同意を申し出た法人の業務を執行する役員でなければならない。
- (役員の任期)
- 第六十五條 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。
- 1 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会(合併による設立にあっては、設立委員会)において定める期間とする。ただし、その期間は一年を超えてはならない。
 - 2 理事の職務は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業基本方針及び規約(以下この節において「法令等」という。)並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
 - 3 理事がその職務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。
 - 4 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第七十三條第一項に規定する書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。
 - 5 (役員は、組合員一人につき一票とする。)
 - 6 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合にあっては、当該候補者)を当選人とする。
 - 7 総会外において役員は、選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。
 - 8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあっては、創立総会)において選任することができる。
 - 9 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。ただし、設立当時の

- (総会の招集)
- 第六十九條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
- 1 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。
 - 2 理事の職務を行う者がいないとき、又は前項の規定による請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
 - 3 (総会招集の手続)
 - 4 第七十條 総会招集の通知は、その総会の日の日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。
 - 5 (組合員に対する通知又は催告)
 - 6 第七十一條 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあてればよい。
 - 7 前項に規定する通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。
 - 8 (定款その他の書類の備付け及び閲覧)
 - 9 第七十二條 理事は、定款、事業基本方針及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。
 - 10 理事は、総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。
 - 11 組合員名簿には、各組合員について次に掲げ

る事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済出資額及びその払込みの年月日

4 組合員及び組合の債権者は、第一項又は第二項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第七十三条 理事は、通常総会の日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(役員の改選の請求)

第七十四条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもって、その代表者から役員の改選を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令等の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合においては、第六十九条第二項及

び第三項の規定を準用する。

5 第三項に規定する書面の提出があったときは、理事は、総会の日の一週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項に規定する総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員についての商法等の準用)

第七十五条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第六十六条、民法第五十九条及び商法第二百七十八条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官」とあるのは、「都道府県知事ハ利害関係人」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)

第七十六条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任又は解任は、理事の過半数で決する。

3 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

4 前項の規定による請求は、解任の理由を記載

した書面を理事に提出してしなければならない。

5 第三項の規定による請求があったときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決定しなければならない。

6 理事は、前項に規定する可否を決する日から七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第四項に規定する書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7 商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、参事について準用する。

(競業関係にある者の役員等への就任禁止)

第七十七条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者は、その組合の理事、監事、参事又は会計主任となることができない。

(総会の議決事項)

第七十八条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業基本方針の変更

三 規約の設定、変更又は廃止

四 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

五 経費の賦課及び徴収の方法

六 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

2 定款及び事業基本方針の変更は、都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第九十三条第二項及び第九十四条の規定は、前項の規定により認可を受ける場合について準用する。

4 組合の地区に係る定款の変更については、前項に規定するもののほか、第八十八条の規定を準用する。

(総会の議事)

第七十九条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

(特別議決事項)

第八十条 次に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 事業基本方針の変更

三 組合の解散及び合併

四 組合員の除名

(総会についての民法及び商法の準用)

第八十一条 民法第六十四条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条並びに第二百五十二条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く)は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七十条」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七十条」と読み替へるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第八十二条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 組合は、前項に規定する期間内に、債権者に對して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
3 前項に規定する一定の期間は、一月を下つてはならない。

4 債権者が第二項に規定する一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

5 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

6 商法第三百八十条(監査役に関する部分を除く。)の規定は、組合の出資一口の金額の減少について準用する。

(準備金及び繰越金)

第八十三条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項に規定する定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項に規定する準備金は、損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 第四十五条第二項第三号に掲げる事業を行う組合は、当該事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の配当)

第八十四条 組合は、損失をうめ、前条第一項の規定による準備金及び同条第四項の規定による繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 前項の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分又は払込済出資額に応じてしなければならない。この場合において、払込済出資額に応じてする配当の率は、年八パーセント以内において政令で定める割合を超えてはならない。

(区分経理)

第八十五条 土地区画整理事業又は第一種市街地再開発事業を行う組合は、土地区画整理事業又は第一種市街地再開発事業に係る経理をそれぞれ他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

(財務基準)

第八十六条 前三条に定めるもののほか、組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるように、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定める。

(組合の持分取得の禁止)

第八十七条 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五款 設立

(組合の地区)

第八十八条 組合を設立するには、特定防災街区整備地区計画の区域のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行うべき相当規模の土地の区域をその地区としなければならない。

(発起人)

第八十九条 組合を設立するには、特定防災街区整備地区計画の区域内の土地について所有権又は借地権を有する者三人以上が発起人となることを必要とする。

(設立準備会)

第九十条 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作成し、これを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、設立準備会の日から二週間前までにしなければならない。

3 設立準備会においては、出席した組合員となろうとする者の中から、定款及び事業基本方針の作成に当たるべき者(次項及び第九十二条において「定款等作成委員」という。)を選任し、かつ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項及び事業基本方針の概要を定めなければならない。

4 定款等作成委員は、三人以上でなければならない。

5 設立準備会の議事は、出席した組合員となろうとする者の過半数の同意をもって決する。(事業基本方針)

第九十一条 事業基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 組合の地区内において、組合が行う事業の種類及びその実施の方針
- 二 その他建設省令で定める事項

2 前項第一号に掲げる事項は、組合の地区内の土地について定められている特定防災街区整備地区計画その他の都市計画に適合するように定めなければならない。

(創立総会)

第九十二条 定款等作成委員が定款及び事業基本方針を作成したときは、発起人は、これらを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、創立総会の日から二週間前までにしなければならない。

3 定款等作成委員が作成した定款及び事業基本方針の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項に規定する定款及び事業基本方針を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその創立総会の日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

6 前項に規定する者は、書面及び代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

7 第五十一条(第二項を除く。)、第七十九条第二項及び第三項並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条並びに第二百五十二条の規定(これらの規定のうち監査役に関する部分を除く。)は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に

関する法律第九十二条第一項」と読み替えるものとする。

(設立の認可の申請)

第九十三条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、建設省令で定めるところにより、定款及び事業基本方針並びに事業計画を都道府県知事に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第九十四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による設立の認可の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認可をしてはならない。

- 一 設立の手續又は定款若しくは事業基本方針の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反するとき。
- 二 組合の行う事業のために必要な経済的基礎を欠く等事業基本方針に記載される事項を達成することが著しく困難であると認められるとき。
- 三 地区の全部又は一部が他の組合の地区と重複することとなるとき。

2 都道府県知事は、前項の設立の認可をしようとするときは、あらかじめ、特定防災街区整備地区計画の都市計画を定めた者の意見を聴かなければならない。

(理事への事務引渡し)

第九十五条 前条第一項の設立の認可があったときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 理事は、前項の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転につき第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立後にすることを妨げない。

(成立の時期)

第九十六条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

第六款 解散及び清算

(解散の事由)

第九十七条 組合は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 総会の決議
- 二 組合の合併
- 三 組合の破産
- 四 定款で定める存立時期の満了
- 五 第九十八条の規定による解散の命令

2 解散の決議は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 第九十三条第二項及び第九十四条第一項第一号の規定は、前項の認可の申請があった場合について準用する。

4 組合は、第一項各号に掲げる事由のほか、組合員が三人未満になったことにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(合併の手續)

第九十八条 組合が合併しようとするときは、各組合の総会において合併を議決しなければならない。

ない。

2 合併をするには、定款及び事業基本方針を都道府県知事に提出して合併の認可を申請しなければならない。

3 第九十三条第二項及び第九十四条の規定は、前項の認可の申請があった場合について準用する。

4 第八十二条の規定は、組合の合併について準用する。

第九十九条 合併によって組合を設立するには、各組合の総会において組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款及び事業基本方針を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 第八十条の規定は、前項の規定による設立委員の選任について準用する。

3 第六十四条第九項本文の規定は、第一項の規定による役員のうち理事の選任について準用する。

(合併の時期)

第一百条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によって成立する組合がその主たる事務所所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第一百一条 合併後存続する組合又は合併によって成立した組合は、合併によって消滅した組合の権利義務(当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(清算人)

第一百二条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事がその清算

人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第一百三条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これらを総会に提出してその承認を求めなければならない。

2 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

3 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(組合の解散及び清算についての民法及び非訟事件手続法の準用)

第一百四条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三十六条、第三十七条並びに第三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百一条」と読み替えるものとする。

第七款 監督

(報告の徴収等)

第一百五条 都道府県知事は、組合から、その組合が法令等を守っているかどうかを知るために必要な報告を求め、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般状況に関する資料であつて組合に関する行

政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

(検査)

第六六条 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、都道府県知事は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認めるときその他監督上必要があると認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第六七条 都道府県知事は、第六五条の規定による報告を求めた場合又は前条の規定による検査を行った場合において、その組合の業務又は会計が法令等に違反すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

2 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

(解散命令)

第六八条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該組合の解散を命ずることができる。

- 一 組合が法律の規定に基づいて行うことができず、事業以外の事業を行ったとき。
- 二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から二年を経過してもなお第四十五条第一項に規定する事業を開始せず、又は一年以上すべての事業を停止したとき。

三 組合が法令に違反した場合において、都道府県知事が前条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

(議決、選挙及び当選の取消し)

第六九条 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令等に違反することを理由とし、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内にその議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、都道府県知事は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立総会の場合について準用する。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第八款 雑則

(土地区画整理事業に係る組合員の脱退等についての特例)

第七十条 土地区画整理法第四条第一項の土地区画整理事業の施行の認可を受けた組合の組合員は、同法第九条第三項の規定による認可の公告の日から当該土地区画整理事業の廃止又は終了の認可についての同法第十三条第四項の規定による公告の日までの間は、第五十六条第一項各号に掲げる事由による場合を除き、組合を脱退することができない。

2 前項に規定する期間内に、組合の地区内の宅地(土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下この条において同じ。)について組合員が有する所有権又は借地権の全部又は

一部を組合員以外の者が承継した場合においては、その者は、組合員となる。

3 第一項に規定する期間内に、組合員が組合の地区内の宅地について有する借地権の全部又は一部が消滅した場合において、その借地権の目的となつていた宅地の所有者又はその宅地の賃貸人が組合員以外の者であるときは、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人がそれぞれ組合員となる。

4 第一項に規定する期間内に、組合の地区内の宅地について組合員が有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者があつた場合においては、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について土地区画整理事業に関して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

5 第一項に規定する期間内に、組合の地区内の宅地について組合員が有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その組合員がその借地権の全部又は一部について土地区画整理事業に関して有する権利義務は、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその借地権の目的となつていた宅地の所有者に、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人にそれぞれ移転する。

(第一種市街地再開発事業に係る組合員の脱退等についての特例)

第七十一条 都市再開発法第七条の九第一項の第一種市街地再開発事業の施行の認可を受けた組合の組合員は、同法第七条の十五第一項の規定による認可の公告の日から当該第一種市街地再

開発事業の終了の認可についての同法第七条の二十第二項の規定による公告の日までの間は、第五十六条第一項各号に掲げる事由による場合を除き、組合を脱退することができない。

2 前項に規定する期間内に、組合の地区内の宅地(都市再開発法第二条第五号に規定する宅地をいう。以下この条及び次条において同じ。)について組合員が有する所有権又は借地権(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下この条及び次条において同じ。)の全部又は一部を組合員以外の者が承継した場合においては、その者は、組合員となる。

3 第一項に規定する期間内に、組合員が組合の地区内の宅地について有する借地権の全部又は一部が消滅した場合において、その借地権の目的となつていた宅地の所有者又はその宅地の賃貸人が組合員以外の者であるときは、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人がそれぞれ組合員となる。

4 第一項に規定する期間内に、組合の地区内の宅地について組合員が有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者があつた場合においては、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について第一種市街地再開発事業に関して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

5 第一項に規定する期間内に、組合の地区内の宅地について組合員が有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その組合員がその借地権の全部又は一部について第一種市街地再開発事業に関して有する権利義務は、その

消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその借地権の目的となつていた宅地の所有者に、その消滅した借地権が賃借権である場合にあってはその宅地の賃貸人にそれぞれ移転する。

(第一種市街地再開発事業の施行地区内における権利処分の特例)

第百十二条 都市再開発法第七条の九第一項の第一種市街地再開発事業の施行の認可を受けた組合は、当該組合の地区内の各街区を防災街区として整備するため必要があると認めるときは、建設省令で定めるところにより、当該第一種市街地再開発事業の施行地区内の宅地若しくは建築物の所有権若しくはその宅地に存する既登記の借地権で第百十六条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構が有するものを当該組合の組合員若しくは当該組合の組合員とならうとする者に移転し、又は当該宅地についてこれらの者に借地権を設定すべきことを、当該防災街区整備推進機構に対し、要請することができる。

2 前項の規定による要請に基づき、同項に規定する防災街区整備推進機構が都市再開発法第七十条第一項に規定する登記があつた後に行う前項に規定する権利の移転又は借地権の設定については、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

(大都市等の特例)

第百十三条 この節の規定中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の

中核市(以下この条において「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

(組合に対する助言又は指導)

第百十四条 国及び関係地方公共団体は、組合に対して、その事業の施行の促進を図るため必要な助言又は指導をすることが出来る。

第四節 建築物の敷地と道路との関係の特例

(建築物の敷地と道路との関係の特例)

第百十五条 特定防災街区整備地区計画に定められた特定地区防災施設である道が、建築基準法第六十八条の七第一項に規定する予定道路として指定された場合において、次に掲げる条件に該当する特定防災街区整備地区計画の区域内にある建築物(その敷地が当該予定道路に接するもの又は当該敷地内に当該予定道路があるものに限る。)で、当該特定防災街区整備地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁(同法第二条第三十六号に規定する特定行政庁をいう。)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものであるときは、当該予定道路を同法第四十二条第一項に規定する道路とみなして、同法第四十三条第一項の規定を適用する。

一 特定建築物地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ 建築物の構造に関する防火上必要な制限

ロ 建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度

ならぬ。
(機構の業務)
第百十七条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

ハ 壁面の位置の制限(特定地区防災施設に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)

一 密集市街地における防災街区の整備に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

ニ 壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限

二 防災街区整備地区計画の区域において、当該区域内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物その他の施設であつて建設省令で定めるものを当該防災街区整備地区計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。

二 建築基準法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、前号イからハまでに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

三 防災街区整備地区計画の区域において、当該区域内の各街区の防災街区としての整備を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

第五節 防災街区整備推進機構

四 密集市街地における防災街区の整備に関する調査研究を行うこと。

第百十六条 市町村長は、民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、防災街区整備推進機構(以下この節において「機構」という。)として指定することができる。

五 前各号に掲げるもののほか、密集市街地における防災街区の整備を推進するために必要な業務を行うこと。
(監督等)
第百十八条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関する報告をさせることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

2 市町村長は、機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、機構が前項の規定による命令に

違反したときは、第百十六条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三項の規定により第百十六条第一項の指定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(情報の提供等)

第百十九条 国及び関係地方公共団体は、機構に對し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第五章 罰則

第百二十条 組合の役員が、どのような名義をもつてするものであつても、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、適用しない。

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八條又は第二十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十七條の規定による市町村長の命令(延焼等危険建築物を除却すべき旨の命令に限る。)に違反した者

三 第三十三條第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第百二十三条 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の業務に關し、第百五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第百六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その行為者及び組合を、それぞれ二十万円以下の罰金に処する。

第百二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合合には、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行つたことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第四十四條第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 第五十四條、第五十六條第二項後段、第六十七條又は第六十九條第一項の規定に違反したとき。

四 第六十九條第二項又は第三項(これらの規定を第七十四條第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第七十二條第一項若しくは第二項若しくは第七十三條第一項の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第七十二條第四項若しくは第七十三條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

六 第七十四條第五項又は第七十六條第六項の

規定に違反したとき。

七 第八十二條第一項、第二項、第三項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第九十八條第四項において準用する第八十二條第一項、第二項、第三項若しくは第五項の規定に違反して組合の合併を行つたとき。

八 第八十三條から第八十五條までの規定に違反したとき。

九 第八十七條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受け

たとき。

十 第九十七條第五項の規定に違反したとき。

十一 第百三条第一項又は第三項の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第百三条第二項の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十三 第百四条において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第百四条において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五 第百四条において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

2 第七十七條の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第百二十五條 第四十二條第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第二十四條の規定の適用についての経過措置)

第二条 認定賃貸住宅に係る賃貸借契約が借地借家法附則第十二條の賃貸借契約である場合における第二十四條の規定の適用については、同条第二項中「借地借家法第二十六條第二項及び第二十八條」とあるのは、借地借家法附則第十二條の規定によりなお従前の例によることとされる旧借家法(大正十年法律第五十号)第一條ノ二及び第二條第二項と、同条第二項中「借地借家法第二十七條第二項及び第二十八條」とあるのは「借地借家法附則第十二條の規定によりなお従前の例によることとされる旧借家法第一條ノ二及び第三條第二項」とする。

(名称の使用制限に關する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に防災街区整備組合という文字を用いている者については、第四十二條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

理 由

密集市街地について、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を緊急に図る必要性があることにかんがみ、都市計画に防災再開発促進地区を定めるとともに、耐火性能の高い建築物への建替の促進、延焼等危険建築物の除却、防災街区整備地区計画制度の創設、土地に關する権利の移転等の促進、防災街区整備組合制度の創設等土地の所有者等の自主的な取組等による市街地の再開発を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年四月十日 衆議院會議録第二十四号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案及び同報告書 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案及び同報告書

二八

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

本案は、大規模地震時に市街地大火を起こすなど防災上危険な密集市街地について、関連する防災対策との連携を図りつつ、その防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 防災再開発促進地区

市街化区域の整備、開発又は保全の方針に、密集市街地について特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区として、防災再開発促進地区を定めることとする。

2 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進

(一) 建築物の建替えをしようとする者が、除却しようとする建築物又はその敷地について権利を有する者すべての同意を得た上で、防災上有効な建替えに関する計画につき所管行政庁の認定を受けた場合には、建替えに要する費用の一部について市町村の補助を受けることができることとし、国は、市町村が交付する補助金の一部を補助することができることとする。

(二) 所管行政庁は、地震時に著しい延焼被害等をもたらす可能性が高い木造建築物を延

焼等危険建築物とし、その所有者に対し、その除却を勧告できることとする。

(三) (一)の勧告を受けた延焼等危険建築物で賃貸借の目的となつて住居の所有者が、居住者の居住の安定の確保等に関する計画について市町村長の認定を受けた場合には、居住者は地方公共団体から公営住宅等への入居、家賃の減額等の支援を受けることができることとする。同時に、正当事由に係る借地借家法等の規定は適用されず、所有者は賃貸借契約の更新拒絶の通知又は解約の申入れを行うことができることとする。

(四) 住宅・都市整備公団は、大都市の防災再開発促進地区において、地方公共団体の委託に基づき、市街地の整備に係る業務を行うことができることとする。

3 防災街区整備地区計画及びその実現の促進に関する措置

(一) 市町村は、密集市街地の土地の区域について、都市計画に防災街区整備地区計画を定めることができることとする。

(二) 防災再開発促進地区内で定められた防災街区整備地区計画の区域内において、市町村が防災街区整備権利移転等促進計画を策定し、所有権の移転等を一体的に行うことができることとする。

(三) 地権者が協同して防災街区整備地区計画

の内容の実現を図るための事業を一体的に行うための組織として防災街区整備組合を設立できることとする。

(四) 防災再開発促進地区内の防災街区整備地区計画に定められた道が予定道路とされた場合、当該道路を建築基準法の道路とみなして、接道義務の規定を適用することとする。

(五) 市町村長は、密集市街地における防災街区の整備に関する事業を行う者に対する情報の提供、防災街区整備地区計画の区域内の土地で防災街区としての整備を図るために有効に利用できる土地の取得等を行う公益法人を防災街区整備推進機構として指定することができることとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、防災上危険な密集市街地について、その防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

本案に対しては、日本共産党の中島武敏君より、居住安定計画の認定所有者が居住者に対し賃貸借の更新拒絶の通知又は解約の申入れをする場合の借地借家法等の正当事由に係る部分を

削除すること等と内容とする修正案が提出されたが、少数をもって否決された。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成九年度一般会計予算(住宅対策費)において密集住宅市街地整備促進に係る経費八十二億円の中に計上されている。

右報告する。

平成九年四月九日

建設委員長 市川 雄一
衆議院議長 伊藤 一郎殿

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成九年二月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第七項中「基き」を「基づき」に、「又は除却する」を「若しくは除却する場合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する

法律(平成九年法律第 号)第十三条第一項

の規定による勧告に基づき住宅部分を有する家屋を除却するに、「代るべき」を「代わるべき」に、「附随して」を「付随して」に、「附随する」を「付随する」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三十二号を第三十六号とし、第三十一号を第三十五号とし、第三十号を第三十四号とし、同条第二十九号中「第十二条の四第一項第五号」を「第十二条の四第一項第六号」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第二十八号の二を同条第三十二号とし、同条第二十八号中「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第五号」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十七号の次に次の三号を加える。

二十八 防災街区整備地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。

二十九 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。

三十 防災街区整備地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する

法律第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。

第四十二条第四項第二号中「規模」の下に「又はその区域」を加える。

第五十二条第二項及び第五十四条第一項中「第八十六条第九項」を「第八十六条第十項」に改める。

第六十八条の二第二項中「再開発地区整備計画」の下に「特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画」を加え、同条第二項中「再開発地区計画」の下に「防災街区整備地区計画」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定に基づく条例で建築物の構造に関する防火上必要な制限を定める場合においては、当該条例に、第六十七条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。

第六十八条の六中「道の配置及び規模」の下に「又はその区域」を加え、「区域に限り」を「区域に」「限る」を「防災街区整備地区計画の区域にあつては密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設(第八十六条第三項第二号において「地区防災施設」という。)の区域又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る」に改め、「定められた道の配置」の下に「又はその区域」を加える。

第六十八条の七第一項中「規模」の下に「又はその区域」を加える。

第八十六条第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、次のいずれかに該当する防災街区整備地区計画の区域(第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で次の各号に規定する壁面の位置の制限が定められている区域に限る。)内の建築物については、一 団地内に二以上の構えを成す建築物の総合的設計による建築を、工区を分けて行うことができる。

一 防災街区整備地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第三号に規定する地区施設の配置及び規模
ロ 壁面の位置の制限(イに規定する地区施設に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)

二 地区防災施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条

第二項第二号に規定する特定地区防災施設(次号において「特定地区防災施設」という。)を除く。)の区域及び防災街区整備地区整備計画が定められている区域のうち壁面の位置の制限(当該地区防災施設に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)が定められている区域であること。

三 特定地区防災施設の区域及び特定建築物地区整備計画が定められている区域のうち壁面の位置の制限(当該特定地区防災施設に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)が定められている区域であること。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の二第二項中「事業及び」の下に

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)第四十六条第一項の規定により土地地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の事業並びに」を加え、同条第十二項中「第八条

第一項」の下に「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改める。

第七十三条の六第三項中「(農住組合法第八条

第一項の下に「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項を加え、」及び農住組合法第八條第一項を「農住組合法第八條第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項」に改める。

第三百四十三條第六項中「事業及び」の下に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の事業並びに」を、「第百条の二（農住組合法第八條第一項の下に）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項を加え、」場合及び「を」場合並びに「に改める。

附則第十一条に次の一項を加える。

17 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に基づき同法第三十四条第二項第一号に規定する者が同法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設の用に供する土地又は同号に規定する特定建築物地区整備計画の区域内の建築物の用に供する土地を取得した場合における当該土地（住宅の用に供するものを除く。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成

十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第三十一条の二第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「附則第三十一条の二第七項」を「附則第三十一条の二第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に基づき同法第三十四条第二項第一号に規定する者が同法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設の用に供する土地又は同号に規定する特定建築物地区整備計画の区域内の建築物の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対しては、当該取得が平成十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

附則第三十一条の三中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 第四項の規定は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十六條第

一項の防災街区整備推進機構が同法第百十七條第三号に規定する業務の用に供する土地に対して課する平成十年度から平成十二年度までの各年度分の特別土地保有税又は当該土地の取得で平成十一年三月三十一日までにされたものに対して課する特別土地保有税について準用する。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第四条 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「政令で定める高度利用地区の区域その他の区域」を「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二條の四第一項第四号に規定する防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八條第一項第三号に規定する高度利用地区の区域その他の政令で定める区域」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号二（昭和四十三年法律第百号）を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、地方公共団体が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第 号）第百十六條第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構に対し同法第百十七條第三号に規定する土地のう

ち前項第三号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。

第二条第一項中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「土地（の下に）」を「同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの」を加え、「同条第三項」を「同条第二項若しくは第四項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第三項中「又は第三項」を「第二項又は第四項」に、「同条第三項」を「同条第二項若しくは第四項」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第七項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第五条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十二條の四第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第 号）第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画

第十二条の七中「再開発地区計画」の下に「防災街区整備地区計画」を加える。

第十三条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 防災街区整備地区計画は、当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止上及び避難上確保されるべき機能を備えるとともに、土地の合理的かつ健全な利用が図られることを旨として、一体的かつ総合的な市街地の整備が行われることとなるように定めること。

第十三条第三項中「再開発地区計画」の下に「防災街区整備地区計画」を加える。

第十四条第二項中「再開発地区整備計画の区域」の下に「防災街区整備地区計画の区域(防災街区整備地区計画の区域について地区防災施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する地区防災施設をいう。以下この項及び第三十三条第一項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(同法第三十二条第二項第二号の規定による特定建築物地区整備計画をいう。以下この項及び第三十三条第一項において同じ。))又は防災街区整備地区整備計画(同法第三十二条第二項第三号の規定による防災街区整備地区整備計画をいう。以下この項及び第三十三条第一項において同じ。))が定められているときは、防災街

区整備地区計画の区域及び地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画の区域又は防災街区整備地区整備計画の区域」を加える。

第十九条第二項中「除く。」の下に「又は防災街区整備地区計画」を加える。

第三十三条第一項第五号中「限り」を削り、「限る」を、「防災街区整備地区計画にあつては当該土地についての地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められているものに限る」に改める。
(都市再開発法の一部改正)

第六条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「再開発地区計画」の下に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第三十二号)第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画」を加え、同項第一号中「再開発地区整備計画」の下に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画」を加え、同項第二号中「事項」の下に「特定建築物地区整備計画において建築物の特定地区防災施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定地区防災施設をいう。)に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接す

る部分の長さに対する割合の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合並びに」を加える。

第三条第二号中「再開発地区計画」の下に「防災街区整備地区計画」を加える。

第三条の二第二号中「一ヘクタール」を「〇・五ヘクタール」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該区域内にある建築物が密集しているため、災害の発生のおそれ著しく、又は環境が不良であること。

(1) 当該区域内にある安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものの数の当該区域内にあるすべての建築物の数の数に対する割合が政令で定める割合以上であること。

(2) (1)に規定する政令で定める建築物の延べ面積の合計の当該区域内にあるすべての建築物の延べ面積の合計に対する割合が政令で定める割合以上であること。

第七条の二第一項中「再開発地区計画」の下に「防災街区整備地区計画」を加える。

建設省設置法の一部改正
第七條 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第十一号中「及び被災市街地復興特別

措置法(平成七年法律第十四号)を、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)の施行の日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

2 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第五号、第三十四条の二第二項第七号、第四十七條第三項第五号及び第六十五條の四第一項第七号中「第十二條の四第一項第四号」を「第十二條の四第一項第五号」に改める。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)

3 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第一条第三項」を「第一条第四項」に、「及び同条第四項」を並びに「同条第五項」に改める。

(浄化槽法の一部改正)

4 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

平成九年四月十日 衆議院會議録第二十四号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書 電波 三三一

第二条第十二号中「第二条第三十二号本文」を「第二条第三十六号本文」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

5 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一条第四項」を「第一条第五項」に改める。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)

6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第二条第三十二号」を「第二条第三十六号」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

7 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第五号中「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第五号」に改める。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正)

8 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法

律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二条第三十二号」を「第二条第三十六号」に改める。

理 由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴い、市街地再開発事業の施行区域要件の見直し、都市開発資金及び住宅金融公庫による貸付けの貸付対象の拡大等を行うとともに、関係法律の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」の施行に伴い、市街地再開発事業の施行区域要件の見直し、都市開発資金及び住宅金融公庫の貸付対象の拡大等を行うとともに、関係法律の規定の整備を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅金融公庫法の改正

延焼等危険建築物として除却の勧告を受けた場合における代替家屋の建設等に対する資金の貸付けを追加することとする。

2 建築基準法の改正

(一) 市町村は、一定の防災街区整備地区計画の区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該防災街区整備地区計画の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができることとする。

(二) 一定の防災街区整備地区計画の区域内における総合的設計による一団地の建築物の建築については、工区を分けて行うことができることとする。

3 都市開発資金の貸付けに関する法律の改正
地方公共団体が防災街区整備推進機構に対し、土地の取得に必要な資金の貸付けを行う場合における当該地方公共団体に対する国の貸付け等を追加することとする。

4 都市再開発法の改正

(一) 市街地再開発事業の施行区域に、高度利用地区と同等の建築制限が行われている防災街区整備地区計画の区域を追加することとする。

(二) 第二種市街地再開発事業について面積要件の引き下げ等を行うこととする。

5 地方税法、都市計画法、建設省設置法等関係法律について、所要の改正を行うこととする。

6 この法律は、密集市街地における防災街区

の整備の促進に関する法律の施行の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、防災上危険な密集市街地について、その防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成九年度都市開発資金融通特別会計予算において都市開発資金貸付けに係る経費九百十四億円の中に計上されている。

右報告する。

平成九年四月九日

建設委員長 市川 雄一
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

電波法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年三月四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の十一」に改める。

第六條第一項第七号中「第十條」を「第十條第一項」に、「及び第七十三條」を「第二十四條の二第一項、第七十三條第一項ただし書及び第五項並びに第二百一十八條第一項」に改める。

第十條中「及び第七十三條」を削り、「書類」の下に「(以下「無線設備等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第二十四條の二第一項の認定を受けた者が郵政省令で定めるところにより行つた当該認定に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

第十八條に次の一項を加える。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第二十四條の二第一項の認定を受けた者が郵政省令で定めるところにより行つた当該認定に係る点検の結果を記載した書類を郵政大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

第二十四條の次に次の七條を加える。

(事業者の点検能力の認定)

第二十四條の二 無線設備等の点検の事業を行う者は、郵政省令で定める区分ごとに、郵政大臣に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一 無線設備等の点検の能力が郵政省令で定める技術上の基準を満たすものであること。

二 郵政省令で定める測定器その他の設備であつて、郵政省令で定める期間内に郵政大臣又は第二百一十八條の十八第一項の指定校正機関による校正その他の郵政省令で定める校正を受けたものを使用して無線設備の点検を行うものであること。

三 無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

2 前項の認定に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

(認定証)

第二十四條の三 郵政大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。

2 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定点検事業者」という。)は、認定証をその事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(認定の取消し)

第二十四條の四 郵政大臣は、認定点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第二十四條の二第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 不正な手段により第二十四條の二第一項の認定を受けたとき。

(承継)

第二十四條の五 認定点検事業者がその認定に係る事業の全部を譲渡し、又は認定点検事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認定点検事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により認定点検事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第二十四條の六 認定点検事業者は、その認定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、認定は、その効力を失う。

(認定証の返納)

第二十四條の七 認定がその効力を失つたときは、認定点検事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納しなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十四條の八 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定点検事業者に対しその認定に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定点検事業者の事業所に立ち入り、その認定に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十七條の見出しを「(外国において取得した船舶又は航空機の無線局の免許の特例)」に改め、第二章中同条の次に次の十條を加える。

(特定無線局の免許の特例)

第二十七條の二 通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち郵政省令で定めるものであつて、第三十八條の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの(以下「特定無線局」という。)を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格(郵政省令で定めるものに限る。)を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七條の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

(特定無線局の免許の申請)

第二十七條の三 前条の免許を受けようとする者は、

は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一 目的

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方

四 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

五 無線設備の工事設計

六 最大運用数(免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものを用いる。)

七 運用開始の予定期日(それぞれの特定無線局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日を用いる。)

2 前条の免許を受けようとする者は、通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その人工衛星の軌道又は位置及び当該人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局に関する事項その他郵政省令で定める事項を併せて記載しなければならない。

(申請の審査)

第二十七条の四 郵政大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 周波数の割当てが可能であること。
二 前号に掲げるもののほか、郵政省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。

(包括免許の付与)

第二十七条の五 郵政大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、免許を与えなければならない。

一 電波の型式及び周波数

二 空中線電力

三 指定無線局数(同時に開設されている特定無線局の数の上限を用いる。以下同じ。)

四 運用開始の期限(一以上の特定無線局の運用を最初に開始する期限を用いる。)

2 郵政大臣は、前項の免許(以下「包括免許」という。)を与えたときは、次に掲げる事項及び同項の規定により指定した事項を記載した免許状を交付する。

一 包括免許の年月日及び包括免許の番号

二 包括免許人(包括免許を受けた者をいう。以下同じ。)(の氏名又は名称及び住所)

三 特定無線局の種類

四 特定無線局の目的

五 通信の相手方

六 包括免許の有効期間

3 包括免許の有効期間は、包括免許の日から起

算して五年を超えない範囲内において郵政省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

(特定無線局の運用の開始)

第二十七条の六 郵政大臣は、包括免許人から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前条第一項第四号の期限を延長することができる。

2 包括免許人は、当該包括免許に係る一以上の特定無線局の運用を最初に開始したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

(指定無線局数を超える数の特定無線局の開設の禁止)

第二十七条の七 包括免許人は、免許状に記載された指定無線局数を超えて特定無線局を開設してはならない。

(変更等の許可)

第二十七条の八 包括免許人は、通信の相手方を変更しようとするとき又は第二十七条の三第一項の規定により提出した無線設備の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供しようとするときは、あらかじめ郵政大臣の許可を受けなければならない。

(申請による周波数、指定無線局数等の変更)

第二十七条の九 郵政大臣は、包括免許人が電波の型式、周波数、空中線電力又は指定無線局数

の指定の変更を申請した場合において、電波の能率的な利用の確保、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(特定無線局の廃止)

第二十七条の十 包括免許人は、その包括免許に係るすべての特定無線局を廃止するときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

2 包括免許人がその包括免許に係るすべての特定無線局を廃止したときは、包括免許は、その効力を失う。

(特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等)

第二十七条の十一 第二十七条の五第一項の規定による免許を受けた特定無線局については第十五条及び第二十五条の規定、包括免許人については第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の規定は、適用しない。

2 包括免許人の地位の承継に関する第二十条第三項の規定の適用については、同項中「第七条」とあるのは、「第二十七条の四」とする。

第七十三条第一項中「無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十条の時計及び書類を」「無線設備等」に改め、同条第五項中「又は第三項」を「又は第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十条の時計及び書類」を「無線設備等」に改め、同項

を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の検査は、当該無線局の免許人から、同項の規定により郵政大臣が通知した期日の一箇月前までに、当該無線局の無線設備等について第二十四条の二第一項の認定を受けた者が郵政省令で定めるところにより行つた当該認定に係る点検の結果を記載した書類の提出があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。

第七十三條の二を削る。

第七十六條第二項中「免許人が左の各号の一に」を「免許人(包括免許人を除く。が次の各号のいずれかに」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 郵政大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。

一 第二十七條の五第一項第四号の期限(第二十七條の六第一項の規定による期限の延長があつたときは、その期限)までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。

二 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。

三 不正な手段により包括免許若しくは第二十七條の八の許可を受け、又は第二十七條の九

の規定による指定の変更を行つたとき。

四 第一項の規定による命令又は制限に従わな

いとき。

五 包括免許人が第五條第三項第一号に該当するに至つたとき。

第七十六條の次に次の一條を加える。

第七十六條の二 郵政大臣は、特定無線局について、その包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のもが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく下回ることが確実であると認めるに足りる相当な理由があるときは、その指定無線局数を削減することができる。この場合において、郵政大臣は、併せて包括免許の周波数の指定を変更するものとする。

第七十七條中「前二條」を「前三條」に改める。

第九十九條の十一第一項第一号中「免許手続」の下に、「第二十四條の二第一項(事業者の点検能力の認定、第二十七條の二(特定無線局)、第二十七條の四第二号(特定無線局の開設の根本的基準)、第二十七條の五第三項(包括免許の有効期間)を加え、「第七十三條の二第五項」を「第二百一十八條第五項」に改め、「第七十三條の二第一項(指定検査機関)を削り、「並びに第二百一十八條の十第四第一項」を「第二百一十八條の十第四第一項」を「第二百一十八條の十四第一項」に改め、「告知等」の下に「並びに第二百一十八條の十八第一項(測定器等)を加え、同項第三号中「及び第七十三條の二第五項」を「及び第二百一十八條の十八第五項」

に、「若しくは指定検査機関を」若しくは指定校正機関に、「検査員を」校正員に、「第七十三條の二第五項及び第二百一十八條の十七第六項を」第二百一十八條の十七第六項及び第二百一十八條の十八第五項に、「指定検査機関若しくはセンター」を「センター若しくは指定校正機関」に、「第七十六條第二項及び第三項」を「第七十六條第二項から第四項まで」に改め、「免許の取消し」の下に、「第七十六條の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更」を加え、同項第四号中「放送事項の変更の許可」の下に、「第二十七條の五第一項の規定による包括免許を加え、「第七十三條の二第一項の規定による指定検査機関の指定を削り、「又は第二百一十八條の十七第一項」を「第二百一十八條の十七第一項」に改め、「センターの指定」の下に「又は第二百一十八條の十八第一項の規定による指定校正機関の指定」を加える。

第九十九條の十二第六項中「第七十三條の二第五項」を「第二百一十八條の十八第五項」に、「指定検査機関」を「指定校正機関」に、「検査員」を「校正員」に改める。

第二百一十八條第五項中「第七十三條第三項及び第五項」を「第七十三條第四項及び第六項」に改める。

第二百一十八條の十七の次に次の一條を加える。

(指定校正機関)

第二百一十八條の十八 郵政大臣は、無線設備の点検に用いる測定器その他の設備であつて郵政省令で定めるもの(以下この条において「測定器等」と

いう)の校正を行い、又はその指定する者(以下「指定校正機関」という)にこれを行わせることができる。

2 指定校正機関の指定は、前項の校正を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣又は指定校正機関は、第一項の校正を行つたときは、郵政省令で定めるところにより、その測定器等に校正をした旨の表示を付するものとする。

4 郵政大臣又は指定校正機関による校正を受けた測定器等以外の測定器等には、前項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

5 第三十八條の三、第三十八條の四、第三十八條の五第二項、第三十八條の六、第三十八條の七第二項及び第三十八條の八から第三十八條の十四までの規定は、指定校正機関について準用する。この場合において、第三十八條の三中「前条第二項」とあるのは「第二百一十八條の十八第二項」と、同条第一項(第四号を除く。)、第三十八條の四第二項、第三十八條の五第二項、第三十八條の七第二項、第三十八條の八、第三十八條の十、第三十八條の十一、第三十八條の十二第一項、第三十八條の十三第一項並びに第三十八條の十四第二項及び第三項中「技術基準適合証明」とあるのは「校正」と、第三十八條の三第一項第四号中「申請に係る区分の技術基準適合証明」とあるのは「校正」と、第三十八條の四第一項中「指定に係る区分、技術基準適合証明の業

は、当該申請に係る無線局の無線設備が第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合していると認めるときは、これを許可しなければならない。

3 包括免許人の包括免許がその効力を失つたときは、当該包括免許人が受けていた第一項の許可は、その効力を失う。

4 包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る無線局を当該包括免許人がその

包括免許に基づき開設した特定無線局とみなして、第五章及び第六章の規定を適用する。ただし、第七十一条第二項、第七十六条第三項第一号及び第二号並びに第七十六条の二の規定を除く。

第四百四条の四中、「指定試験機関又は指定検査機関を」とは指定試験機関に改める。

第四百九条の二中、「第七十三条の二第五項を削る。」

第四百十条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第十八条を」と第十八条第二項に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十七条の七の規定に違反して特定無線局を開設した者

第四百十条の二中「第七十三条の二第五項及び第四百一条の十七第六項を」と第四百一条の十七第六項及び第四百一条の十八第五項に、「指定検査機関又はセンターを」とセンター又は指定校正機関に改める。

第四百一条中「第三項を」と第四項に、「第四項を」と第五項に改める。

第四百二条に次の一号を加える。

七 第四百一条の十八第四項の規定に違反した者
第四百十三条中第十二号を第十三号とし、第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第

一号として次の一号を加える。

一 第二十四条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四百十三条の二中「指定検査機関又はセンターを」とセンター又は指定校正機関に改め、同条第一号中「第七十三条の二第五項を」と第四百二条の十八第五項に改め、同条第二号中「第七十三条の二第五項及び第四百一条の十八第五項」に改め、同条第三号中「第七十三条の二第五項を」と第四百二条の十八第五項に、「定期検査を」と「校正」に改める。

第四百十六条中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

四 第二十四条の五第二項の規定に違反して、届出をしない者

五 第二十四条の六第一項の規定に違反して、届出をしない者

六 第二十四条の七の規定に違反して、認定証を返納しない者

七 第二十七条の十第一項の規定に違反して、届出をしない者

第四百十六条に次の一号を加える。

十 第四百三条の二第二項又は第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条、第十条及び第十八条の改正規定、第二十四条の次に七条を加える改正規定、第七十三条の改正規定、第七十三条の二を削る改正規定、第九十九条の十一第一項第一号の改正規定(「免許手続」の下に「第二十四條の二第一項(事業者の点検能力の認定、第二十七條の二(特定無線局)、第二十七條の四第二号(特定無線局の開設の根本的基準)、第二十七條の五第三項(包括免許の有効期間)」を加える部分(第二十四條の二第二項に係る部分に限る。))及び、第七十三条の二第二項指定検査機関を削る部分に限る。)、同項第四号の改正規定(「第七十三條の二第一項の規定による指定検査機関の指定を削る部分に限る。」、第四百五項の改正規定、第四百三条第一項の改正規定(「指定検査機関が行う検査を受ける者にあつては当該指定検査機関を削る部分に限る。」、同条第二項、第四百四條の四及び第四百九條の二の改正規定、第四百十條の改正規定(「第十八條を」と第十八條第一項に改める部分に限る。))、第四百一条及び第四百十三條の改正規定並びに第四百十六條の改正規定中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号の次に四号を加える改正規定(第四号から第六号までに係る

部分に限る。))並びに附則第三条から第五条までの規定は、平成十年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の電波法(以下「新法」という。))第二十四条の二第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができ。

3 この法律の施行の日から平成十年三月三十一日までの間は、新法第九十九条の十一第一項第一号中「第四百一条の十八第五項」とあるのは「第七十三條の二第五項及び第四百一条の十八第五項」と、同項第三号、新法第九十九条の十二第六項並びに新法第四百十三條の二第一号及び第三号中「第四百七條の二及び第四百二條の十八第五項」とあるのは「第四百七條の二、第七十三條の二第五項及び第四百二條の十八第五項」と、新法第九十九条の十一第一項第三号中「若しくは指定校正機関」とあるのは「指定検査機関若しくは指定校正機関」と、「若しくは校正員」とあるのは「検査員若しくは校正員」と、同号、新法第四百十條の二及び第四百十三條の二第二号中「第四百二條の十七第六項及び第四百二條の十八第五項」とあるのは「第七十三條の二第五項、第四百二條の十七第六項及び第四百二條の十八第五項」と、新法第九十九条の十一第一項第三号中「センター若しくは指定校正機関」とあるのは「指定検査機関、センター若しくは指定校正機関」と、新法第九十九条の十二第六項中「又は指定

校正機関とあるのは、指定検査機関又は指定校正機関と、又は校正員とあるのは、検査員又は校正員と、新法第百二条の十八第一項中「無線設備とあるのは「無線設備(第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。）」と、新法第百十條の二及び第百十三條の二中「セクター又は指定校正機関とあるのは「指定検査機関、セクター又は指定校正機関」と、新法第百十三條の二第三号中「又は校正の業務の全部」とあるのは、「定期検査の業務の全部又は校正の業務の全部」とする。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日前に登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一の第四十八号に掲げる無線局の免許の申請書を郵政大臣に提出した場合における当該無線局の免許に係る手数料及び新法第百三条の二第一項に規定する電波利用料については、なお従前の例による。

第三条 指定検査機関の役員又は職員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又はならぬ義務については、附則第一条第一項ただし書に規定する改正規定の施行後も、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第一項ただし書に規定する改正規定の施行前にされた改正前の電波法(以下「旧法」という。)の規定による指定検査機関の処

分については、旧法第百四条の四の規定は、当該改正規定の施行後もなおその効力を有する。

2 旧法第百四条の四第一項の規定によりされた審査請求であつて附則第一条第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日の前日までに裁決が行われていないもの及び前項の規定によりなお効力を有することとされた旧法第百四条の四第一項の規定によりされた審査請求に対する裁決については、これらの審査請求を郵政大臣に対する異議申立てとみなして、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十七条の規定を適用する。

第五条 附則第一条第一項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第六条 政府は、附則第一条第一項ただし書に規定する改正規定の施行後十年を経過した場合において、改正後の第二十四条の二から第二十四条の八まで及び第百二条の十八の規定の施行状況について検討を加え、電波監理の観点から必要があるものと認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

最近における無線通信技術の進歩及び我が国内

外の国際化の進展にかんがみ、携帯電話等の移動する無線局に関する免許制度の合理化を図るとともに、無線局の検査制度について民間能力を更に活用したものとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における無線通信技術の進歩及び我が国内外の国際化の進展にかんがみ、携帯電話等の移動する無線局に関する免許制度の合理化を図るとともに、無線局の検査制度について民間能力を更に活用したものとする等のため、所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 無線局の検査の一部省略関係
(一) 郵政大臣の認定を受けた者が無線設備等について行った点検の結果が提出された場合には、無線局の検査の一部を省略することとすること。

(二) 無線設備等の点検の事業を行う者は、郵政大臣に申請して、その認定を受けることができることとする。

2 特定無線局の免許の特例関係

(一) 通信の相手方である無線局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち郵

政省令で定めるものであって、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの(特定無線局)を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、これらの特定無線局を包括して対象とする免許(包括免許)を申請することができることとする。

(二) 包括免許を受けた者が納めるべき電波利用料については、所要の規定を設けること。

3 指定検査機関の廃止関係

指定検査機関を廃止すること。

4 指定校正機関の新設関係

郵政大臣は、無線設備の点検に用いる測定器等の校正を行うとともに、郵政大臣の指定する者(指定校正機関)にもこれを行わせることができることとする。

5 電波法関係手数料関係

電波法関係手数料の額については、実費相当額に改めるとともに、登録免許税が課せられる無線局についても免許申請手数料及び初年の電波利用料を納めることを要することとする。

6 特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局関係

包括免許を受けた者は、郵政大臣の許可を受けて、本邦内においてその包括免許に係る

特定無線局と通信の相手方を同じくし、当該通信の相手方である無線局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射する外国の無線局を運用することができるとすること。

7 その他規定の整備をすること。

8 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、無線局の検査の一部省略に関する事項及び指定検査機関の廃止に関する事項は平成十年四月一日から施行するものとする。

(二) その他所要の経過措置を設けることとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における無線通信技術の進歩及び我が国内外の国際化の進展にかんがみ、携帯電話等の移動する無線局に関する免許制度の合理化を図るとともに、無線局の検査制度について民間能力を更に活用したものとす等のため、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年四月九日

通信委員長 木村 義雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目三番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3581) 4294
定 価	本号一部 二〇〇円 送料別